
令和元年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

令和元年9月24日(火曜日)

議事日程(第2号)

令和元年9月24日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 尾元 武君	10番 新山 玄雄君
11番 中本 博明君	12番 久保 雅己君
13番 小田 貞利君	14番 荒川 政義君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 舩本 公治君	議事課長 大川 博君
書記 池永祐美子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	代表監査委員 …………… 西本 克也君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 西川 敏之君
病院事業管理者 …………… 石原 得博君	総務部長 …………… 中村 満男君

産業建設部長	……………	林 輝昭君	健康福祉部長	……………	近藤 晃君
環境生活部長	……………	豊永 充君	久賀総合支所長	……………	藤井 正治君
大島総合支所長	……………	山本 勲君	東和総合支所長	……………	大川 渉君
橘総合支所長	……………	中村 光宏君			
会計管理者兼会計課長	……………				大下 崇生君
教育次長	……………	永田 広幸君	病院事業局総務部長	…	大元 良朗君
総務課長	……………	中元 辰也君	財政課長	……………	重富 孝雄君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

9月4日の本会議に引き続き、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

9月4日の本会議において、周防大島町病院事業局企業会計決算の認定についての質疑の中で、資料を準備の上、配付する旨の答弁がありました。本日の議事に先立ち、準備した資料を配付させていただき、あわせて答弁を訂正させていただきたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

資料配付をお願いします。

〔資料配付〕

○議長（荒川 政義君） それでは、大元総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） ただいま資料をお手元に配付させていただきました。

9月4日に開催されました周防大島町議会定例会において、認定第11号平成30年度周防大島町病院事業局企業会計決算認定について、田中議員さんより御質問がありました、建設工事の随意契約の理由の答弁をした際、橘病院の病棟カメラ設置工事及び大島看護専門学校の1、2階空調更新工事の随意契約の理由として、基本設計が発生することから、入札にすると不利になると御答弁させていただきました。予算の上のことであり、私の契約実務に関する吏才不足で大変申し訳ございませんでした。

精査しましたところ、橘病院のカメラ設置工事につきましては、既存のネットワークに監視カメラを追加する工事で、既設の機器と密接不可分な関係にあることから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号による性質又は目的が競争入札に適しないものの理由により随意契約としていました。

また、大島看護専門学校の工事につきましては、既存設備の相次ぐ故障発生による更新工事で、暑さ対策も踏まえ、夏休み期間中に工事を行う必要があり、入札にすると工期に間に合わなくな

るおそれがあることから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の緊急の必要により競争入札にすることができないときの理由により随意契約としていました。答弁の訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 政義君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は5名であります。通告順に質問を許します。3番、吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 改めまして、おはようございます。議席番号3番、吉村忍でございます。今回も発言の時間を与えていただきましたこと、まずもってお礼を申し上げます。

はじめに、9月9日未明から朝にかけて関東地方を通過した台風15号、また一昨日、東シナ海から日本海を通過した台風17号により被害に遭われた皆様、復旧にあたられている皆様におかれましては、いまだ深刻な状況が続いておりますが、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

昨年、私たち周防大島町民が大島大橋貨物船衝突事故により、あの悪夢のような苦渋の生活を強いられました。その際に、全国から寄せられた寄附金などの温かい支援をいただきました。その思いを忘れることなく、刻石流水の精神で私も自身の立場からできる被災地支援を行いたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、2項目質問をさせていただきます。

はじめに、資源として活用できるごみの収集についてであります。

3つのR、リデュース・リユース・リサイクルの3R推進マスコットキャラクターを作成し、3Rを実践して環境に優しく美しいまちをつくりましょうと町民に呼びかけ、住民・事業者・行政の三者が協働して3R活動に取り組むことを基本に、循環型社会の構築を進めていく方針とし、資源として活用できる不燃ごみ——空き缶・空き瓶・ペットボトルは分別収集し、再資源化に努めている周防大島町であります。資源として活用できる可燃ごみ——新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古着等についても分別収集をし、再資源化に努めるべきではないかと考えますが、見解を伺います。

次に、ふるさと納税についてであります。

寄附金の使い道について、現在は、周防大島町ふるさと基金条例により定められた大まかな選択肢がありますが、これに寄附者が応援したい地域コミュニティや地域づくり活動団体、あるいは文化振興団体、さらには花火大会等のイベントといった新たな選択肢を加え、より具体的な使い道が選択できるようにすることで寄附者の意向がより反映され、さらには財源確保に苦しむ各種団体の活動を支援するとともに、地域活性化はもとより観光交流人口の増加をも狙いとしたも

のにすべきと考えますが、見解を伺います。

以上、2項目よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 吉村議員さんの一般質問の通告に従いまして御答弁をしたいと思います
が、資源として活用できるごみの収集についての項目につきましては、後ほど環境生活部長より
答弁させていただきたいと思っております。

ふるさと納税の件についてでございますが、ふるさと納税の財源の活用につきましては、計画的
に事業効果の高い事業に有効活用させていただくために、寄附金につきましては、一旦基金に
積み立てた後に事業化し、寄附者の使途、希望に沿った事業に活用しているところでございます。

また、積み立てた基金を財源として実施する事業を、周防大島町ふるさと応援基金条例の第
2条によりまして、産業の振興に関する事業、2番目として教育文化の推進に関する事業、3番
目として交流事業の推進に関する事業、4番目として生活環境の整備に関する事業、5番目とし
て保健福祉の推進に関する事業、6番目として医療の充実に関する事業、7番目として防災安全
対策の推進に関する事業、8番目として、その他目的を達成するため町長が必要と認める事業と
して、具体的に8つの区分とし、ふるさと納税による寄附の使い道として規定をさせていただ
いております。

寄附金の使途といたしましては、毎年度当初予算に計上し、議会の審議を経て議決をいただ
いております。吉村議員さんの言われます、地域活性化はもとより観光交流人口の増加
をも狙いとしたものにすべきという点につきましては、これまでも同じ視点のもとに取り組ん
できているというところでございます。

また、コミュニティの応援につきましては、これは一般財源によるものではありませんが、平成
26年と30年度におきまして、自治会の活動費でもあります自治会振興奨励金の拡充を行っ
てまいりました。

また、地域づくり活動団体と文化振興団体の取り組みにつきましても、地域づくり活動支援事
業及び文化振興事業を行う団体に対して、公募により補助金を交付する事業を継続的に実施し
ているところでございます。

そして、新たな寄附の使い道の項目として、応援したいコミュニティや地域づくり活動団体、
あるいは文化振興団体、さらには花火大会等のイベントといった選択肢を加え、より具体的な使
い道が選択できるようにすることという御質問でございましたが、自治会活動等への財源への活
用ということになりますと、寄附金という大変不安定な財源を充当することは適切ではないとい
うふうに考えますし、花火大会等のイベントにつきましては、再編交付金を財源とする基金を、
まず活用し、既に補助金として支出をしているというところでございます。

また、将来のまちづくりのために、平成30年度から合併特例事業債を財源とした合併地域振興基金を設置いたしました。合併に伴う町民の連携の強化及び地域振興を図る事業の財源とするという目的であります合併地域振興基金積立事業を行っているということであり、今後は、これらもあわせて、地域コミュニティや地域づくり活動の支援にどう活用していくかということを考えていく必要があろうかと思えます。

いずれにいたしましても、そういったことをしっかりと研究し、その上で、御寄附をいただいた方に、どういう内容で事業に寄附金を充当させていただいていることが、しっかりとわかるような形で説明を行っていくことも含め、ふるさと納税制度の活用を検討してまいりたいと思えますので御理解をいただきたいと思えます。

先ほど言いましたように、1番の質問につきましては、環境生活部長からお答えさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 吉村議員さんの1点目の御質問にお答えいたします。

新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古着等の、資源として活用できる可燃ごみの再資源化につきましては、平成29年3月に策定した周防大島町一般廃棄物処理基本計画におきまして、3R運動の推進の一方策として集団回収支援の継続を掲げております。

現在、集団回収につきましては、古紙回収として、久賀地区は久賀女性団体連絡協議会、大島地区は各地区の社会福祉協議会及び婦人会、橘地区は自治会、東和地区では1自治会の主催により、各種団体や総合支所が協力して行っております。また、公共施設における古紙回収につきましては、病院事業局、各総合支所で行っております。

資源の有効活用と可燃ごみの排出抑制につながることから、各地区で行っております集団回収の取り組みを継続して支援するとともに、新たに古紙回収を行いたい自治会等がございましたら、生活衛生課に御相談いただきたいと存じます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。

それでは、先に、ふるさと納税のほうから再質問をさせていただきます。

地域コミュニティについては、自治会振興奨励金、地域づくり活動団体と文化振興団体については公募による補助金と、花火大会については再編交付金で、既に補助金を支出をしているということで、しょうもない質問をするなという旨の御答弁だったと思えます。今の制度では不十分であるからこそ、私が御提案申し上げているところであります。

例えば、ある自治会では、公民館の浄化槽の維持管理費が年間20万円、自治会の財政を大きく圧迫しております。毎年の決算は赤字で、おそらく下水道が来る時期までにその自治会の財政

は破綻してしまうのではないかと懸念しているところでございます。

また、地域づくり活動団体については、補助金申請をしても全ての団体に補助金が支出されるわけではなく、審査で落選し、補助金を受けることができない場合があります。せっかくの地域づくりに対する思いややる気をそいでしまっているのが現状でございます。

また、周防大島花火大会は、毎年1万5,000人以上の来場がある町内最大級の地域活性化及び観光交流のイベントであります。事業費の75%は寄附金でございます。その額も年々減少しております。来年度以降の開催も危ぶまれている状況でございます。

最近のふるさと納税は、以前のような返礼品目的の寄附から、災害時に被災地支援目的の寄附が多くなりつつあるのではないかと感じています。

周防大島町ふるさと基金条例第8条には、町長は、基金の積立て、管理、処分その他の運用にあたっては、寄附者の意向が反映されるよう、十分配慮しなければならないとあります。より具体的な使い道が選択できるようになることで、寄附者の意向がより反映され、地域の活力になるのではないかと私は考えております。

兵庫県川西市では、ふるさとづくり寄附金として、応援したい市内の地域を選んで寄附できる取り組みを、本年6月から始めたと聞いております。その仕組みは、ふるさと納税ポータルサイト、ふるさとチョイスで川西市に寄附をして返礼品を選択した後、市内の14の地域コミュニティ組織の中から寄附金の届け先を指定できるというものでございます。

寄附を募る同サイトの紹介文は、各コミュニティ組織が作成したというものでございます。その紹介文を見てみますと、その多くの地域が、地域の祭りや運動会などについてを紹介して支援を訴えております。寄附という不安定な財源が適切かどうかとの御答弁をいただきましたけども、道筋さえつくっていただければ、あとは各団体が寄附を集める努力次第でございます。私は、このふるさと納税の仕組みが寄附者と寄附を求める団体のマッチングサイトのようなものになることも、これからのふるさと納税のあり方の一つではないかと思っております。先進事例もあつとでございます。私の提案を遠回しに否定するだけでなく、地域住民主体の地域活性化及び観光交流人口の増加をも狙いとつた私の提案を、いま一度御検討願いたいと存じますが、その辺、いかがでございますでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 使途につきましては、いろいろお考えはあることだと思つます。町におきましては、条例に基づいて8項目の事業に充当するということになっておるわけでございます。今おっしゃられたことは、全てこの8項目の中に含まれている、包含されておるというふうにおつ思つております。

そして、これは私たちがどの事業に充てようということも当然あるわけでございますが、しか

しながら、寄附をされる方のほうから産業振興に充てていただきたい、教育振興に充てていただきたい、文化振興に充てていただきたいというふうに、きちんと寄附者のほうの思いが明確になって寄附をされる方が、ここで実績が出ておりますが、例えば産業振興にということであれば、平成30年度で言えば515件は産業振興に使ってほしいということで寄附をいただいております。それぞれずっと件数はあるわけですが、しかしながら今お話がありましたように、特に希望なしということも374件あるわけですが、昨年が一番大きなものは、511件の大島大橋衝突事故に対する支援という形で御寄附をいただいております。

そういうことでありますので、それぞれの寄附をされた方々の意思を尊重し、そのような事業に充当するというのが、寄附をされた方の思いを尊重することになるのではないかとというふうに思っており、そのような活用の仕方をさせていただいております。

もう1点、自治会に直接これが行くような方法はできないものかということでございました。川西市の事例を紹介いただきましたが、周防大島町では、今現在、自治会が約200あるわけですが、200自治会に、それぞれこの自治会にお願いしますと、寄附を使ってくださいということは、非常にどう言いますか、周防大島町の場合、自治会の数が多いということでもありますが、それぞれの自治会に、例えば私の自治会であれば、私の自治会に使っていただきたいという寄附をやるということになりますと、すごく細々とした使い先、寄附の持っていく先というのを皆さんが考えるということになりますと、なかなか200もある自治会に、それぞれ寄附の活用先を選択させるというのは、ちょっとなかなか現実的ではないのかなと。募集するほう側からしてもですね、ということもございます。

そして、自治会の中で、非常に自治会の活動、そしてまた、それぞれの自治会の所有物件、または自治会館のようなものですが、そういうところの維持管理に苦勞されているということもいろいろ耳に入っております。そういうことからして、自治会奨励金を増額をしようという経緯もございます。

今御紹介いただきましたが、ちょっと大きな自治会になりますと何十人槽というような合併処理浄化槽の毎年の汚泥の引き抜きと清掃について、数十万円かかるケースがあるということでございました。このことにつきましては、ずっと以前から問題になっておまして、下水が来ておるところの自治会では、自治会館の下水処理、汚水処理が水道の使用量に基づいて、費用を負担するというようになっておりますが、合併処理浄化槽の場合は、区民館の水道使用料というのは本当に活用がたくさんあるところにしても、そんなに多くはないのではないかと。そうすると下水の使用料も当然そんなに大きなものにはなっていないというふうに思っております。それと比較して、合併処理浄化槽はほぼ定額な額が毎年必要になってくるということからして、若干そこにアンバランスが起こっておるのではないかとございます。

中には、自治会長さんのほうから、うちも早く下水をつくってくださいと言ってくる方もおりますが、実は、その下水を全ての地域に普及するというのは、これもまたなかなか現実的なものではない。

そういうことからしますと、特にその合併処理浄化槽の維持管理については、非常に下水が整備されておる自治会と、そうでなしに独自に合併処理浄化槽で処理していると、自治会に非常にアンバランスが生まれておるということは、私たちも認識をしておるところでございます、これらについては何らかの手当が必要なのではないかとというようなことも、庁内の中ではいろいろ検討しているところでございます。

もう1点、花火大会等のイベント等にこの寄附金を充ててはどうかということでございますが、先ほど言いましたように、米軍再編交付金を財源とする基金を観光振興事業基金として積み立てておりまして、その観光振興事業基金の中から花火大会にも支出をいたしておりますし、久賀の夏祭りにも支出しておりますし、大島地区のお大師堂巡り歩け歩け大会にも支出をしているところでございます。

これは、合併のときの協議の中で決まったことございまして、合併前には、たくさんのイベントを、それぞれの――それぞれのというのは合併前の4町では、財源は別にしまして、いろいろなイベントをたくさん持っておられました。合併の協議の中で、合併する4町の中で、それぞれの代表的なイベントに集約すべきだという議論が行われました。それは合併協議会の中で行われたわけございまして、そうでないと、今あるのを全部やるということは、これは非常に費用の面からしても、また、似たようなイベントがあちこちであるということからしても、それは避けるべきだということからして、条件を地元の実行委員会が立ち上がって実行委員会が主体的に事業を進めるということが一つの条件、もう一つは、それに対して旧4町ごと一つずつの大きな代表的なイベントを残すということから、それには全く同じとはなかったと思いますが、ほぼ同じような額の補助金を支出をしていくというような合併協議会の合意事項がございました。

そこで、それぞれの旧町にその話を返しまして、どのイベント事業を残しますかということをやった結果、久賀の夏祭りとお安下庄の花火大会と、旧大島町ではお大師堂巡り歩け歩け大会を残そうということで決まったわけでございますので、これを今さらまた増やそうとかという気持ちはなかなか難しいと思います。

それじゃあ東和町にないじゃないかということで、よくずっとそのときも言われたんですが、実は東和町にもたくさんのイベントはありましたが、ぜひとも地元で実行委員会が立ち上がるということが条件で、こちらが主体的に主催者になるのではなくて、それぞれの実行委員会が主催者になるべきだという共通の協議会の中の協議でございましたので、結果的に実行委員会が立ち上げがたいということで、東和町のイベントはたくさんありましたが、それにはならなかったと

いう経緯がございます。

そういうことをごさいますて、その後に米軍再編交付金を受けるということになりましたので、約130万円ぐらいだったと思いますが、それぞれのイベントに対する補助金については、この米軍再編交付金を財源としようということによってやっておりますので、もし仮に、これに例えばふるさと寄附金を充てるということになりますと、花火大会だけではなくて、ほかのイベントにも当然充てるべきだということにもなると思いますし、そういうことになりますと、これは重複した補助金ということにもなると思います。

もう1点は、今現在、ふるさと納税だけではなくて、それぞれのイベントをやる自主的な実行委員会、団体が、クラウドファンディング等のそれぞれの事業に、ふるさと納税ではありませんが、いろいろな応援する寄附金として集めるというようなこともたくさん出ております。

私も、以前からこの花火大会のことは内容も知っておりますので、町の補助金だけで運営できる事業ではなくて、たくさんの、広く薄くたくさんの皆様から寄附金をいただきながらやっているということは十分にいたしておりますが、それはそれぞれの実行委員会で努力をいただきたいというふうに思っているところをごさいますて、このふるさと納税の寄附金の使い道につきましては、8つもあるわけですから、その中に該当しないというものは、当然、該当せずに使っている、活用しているということはないと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。8つの項目があるから、それでいいじゃないかということだと思いますが、8つから、さらに踏み込んだところへ寄附をしていただけないかというのが私の思いであります。

それと自治会の浄化槽問題についてでありますけども、私が所属しておりました自治会では、自治会振興奨励金が18万幾らいただいております。それに対して、浄化槽補助金が約20万円、もうこれだけでなくなってしまうところであります。浄化槽問題とか自治会公民館の管理問題については、本当、いま一度しっかりと御検討願いたいと思います。

それと自治会が200もあって、200の全ての自治会へ行きわたるようなものは、ちょっと難しいんじゃないかということをごさいますて。多分、全ての自治会から手が挙がるかどうかかわからないんですけども、例えば、ふるさと寄附金の中から応援、御寄附をいただきたいという自治体を公募して、それを自治会の決算書等で審議して、200のうちから例えば幾つか選ぶとかいうふうな方法もあるんじゃないかとは思っています。

今この場で言っても、多分、はいそうしますと言うことはないと思いますので、一応、御検討を願いたいと思いますが、御検討ぐらいはしていただけると思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 現実的な話をしておるわけでして、200の自治会をずらっと並べて寄附金の募集をするというときに船越です、例えば、安高です、源明ですとかいうような、200をずらっと自治会の並べて、それでうちのホームページに並べることは大丈夫だと思います。それの中に、この自治会に、出井の自治会に寄附したい方はここをクリックしてくださいとかっていうような話になるのではないかと思います。

要するに、自治会に寄附したい人は、ここに希望出しちよつてください、それじゃ自治会の者が皆さんが集まってみんなで分け合いましょうというのも、ちよつと200もあることは、二、三十の自治会ならそれは現実的なのと思いますが、200をみんなが集まって、それはもうどこでもいいですから自治会に寄附したいんだということになれば、それは200の自治会全てが手を挙げるといふふうに思いますんで、そのことが現実的になかなか難しいのではないかとこのことを申し上げたわけでございます。

もう1点、浄化槽の具体的な清掃、汚泥の引き抜きのお話がありましたが、それを設置されたときには、もっとも自治会の中の世帯数も多かったから十分対応できるというつもりでやられたのではないかと思います、それからどんどん人口、世帯数が減ってきて、自治会の自治会費だけではなかなか運営が難しいということは、あると思います。

ただ、そこまで、それを例えば見るということになると、じゃあ本当は合併浄化槽にしたかったんだけど、くみ取りのまま置いておかないと持てないよねという自治会も当然あるわけでございます。ですから、それらを置いとって、合併処理浄化槽にしたところだけに補助金を出しましょうとか、ふるさと納税の寄附金を充てましょうとかというのは、やっぱりバランスとして非常に悪いというふうに思います。

ですから、もし仮に合併処理浄化槽に補助金を出すということになるのであれば、くみ取りでやっておる自治会の会館も含めて、今度は浄化槽にするというところから考えていかなければならないというふうに思いますから、そう単純に今あるところの補助金を充ててくださいとか、またはふるさと納税の寄附金を充ててくださいというのは、今度は200ある自治会の中のバランスまできちんと考えなければならないということでもありますので、軽々に私が今、それじゃそこやりましょうということにはならないということを申し上げておるわけでございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） バランスもとても大切かと思いますが、私が申し上げているのは、200全ての自治会をホームページ上に並べて募集をしてくださいというんじゃなくて、200の自治会の中から、自治会に対して、こういう取り組みをしようと思うんですが、寄附金が欲しい自治会はないですか、それに至っては、決算状況等を審議して、幾つかの自治会に絞っ

て補助をしますということでございますので、そういうことでございますので、また御検討願えればと思います。

ごみのほうに移りたいと思います。ごみの分別の手引きというのが各家庭に配られているんですけども、この2ページ目に、燃やすごみのページの一番上に、紙・布類、資源回収にできるだけ御協力くださいとございます。さらに40ページのほうに事業者の皆様、一番後ろのページですね、事業者の皆様へのページがあります。段ボール、新聞、雑誌などについては、各地区等で行われている資源回収へ出すことができますとここに書いてあるんですけども。

私、ことしの3月まで東和地区に住んでおりまして、直近の2年間は自治会長をやっておりました。実際に、この資源回収ということが行われている実態自体、勉強不足であり、存じ上げなかったんですけども、この手引きに、資源回収がどこで行われているかとかいうのは一切記入はないんですけども、後ろに、ごみの分別に関する事の問い合わせ先があるんですが、ここに電話をしてみました。そうすると、どこでやっているかわからないという御回答でございました。6月ごろに電話を差し上げたんですけども。

今回いただいたのは、平成30年度主要な施策の成果を説明する書類がございまして、各総合支所のところで、古紙回収事業の支援を行ったという記載がございまして、ここで私、初めて知ったんですけども。総務文教委員会で少しお尋ねしましたんで、先ほどの御答弁にあったと思うんですけども、久賀地区では女性連絡協議会で大島地区では社協、橘地区は自治会で東和地区は一つの自治会ということでございます。ごみの手引きもなくて、町のホームページ、どこにも載ってないんで、今回、私の議会広報のページでこれを周知したいと思いますので、実際にどの場所でいつ行われているのか、全て把握されていると思うんですけども、教えていただけますか。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 吉村議員さんの御質問でございますが、久賀地区、今手元でございますのが、30年度の収集の実績でございますけど、久賀地区におきましては、8月と12月と3月に、通常というか指定の可燃ごみの収集場所にお出しいただいて、主催団体さんが回収するというのが、どこの地区も大体共通して行っておるやり方でございますが、久賀地区が8月、12月、3月、それから大島地区につきましては、三蒲地区と小松地区、屋代地区、沖浦地区というふうに4つの地区の社協さんとかがございまして、それぞれで2回ないし3回ございます。

大島地区の中のさらに細かい地区の内訳というのは、今持ち合わせておりませんが、大島地区につきましては、4月の下旬、それから7月、9月、12月、1月、3月で、橘地区につきましては3月、東和地区の自治会さんにつきましては4月と10月にそれぞれ行っております。

地区によっては、回覧というか、チラシを、その対象地区に配布して御協力を呼びかけたりし

ておりますので、ちょっとそれ以上の細かい話になりますと、済いません、手持ち資料がございませんのでお答えしかねます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。詳細については、また後程で結構でございますので資料としていただきたいと思います。

各地区のやり方がバラバラなんですけども、これは合併前からの流れということではないかと思うんですが、町が主体的に、統一的にというふうな取り組みは、もうこれからは考えていないということではよろしゅうございますか。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 吉村議員さんの御質問でございます。現在、各地区で実施しております古紙回収につきまして、実際に回収業者さんに渡す段階で収益が発生するわけなんですけども、合併前からの取り組みというところの延長線上でございまして、その収入については主催団体さんの収入に、実質的にはどうか結びついておりますので、町内全域を、例えば一律的に町が日にちを決めて回収するというところになると、主催団体さんの収益のところにもかかわってくる話になってきますので、今現在は、町が全地区を定期的に古紙回収するところでは考えにくいかというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 東和地区では1地区のみということで、ほとんどの資源ごみは普通にごみとして捨てられ燃やされているということでございます。もともとこの東和地区から私は相談いただいたことございまして、できれば東和地区の自治会さんに対して、応募、相談を待つのではなく生活衛生課のほうから提案をしていただければと思います。

それで、イオングループに皆さん買い物に行かれると思うんですけども、外にe c o m oという古紙サイクルシステムがございまして、これは無人の計量システムでございまして、古紙1キロで1ポイントが加算され、それが電子マネーとして買い物などに利用できるシステムなんですけども。

ここから提案になるんですけども、このようなシステムを各総合支所なりに設置していただいて、町独自のポイントシステムをつくっていただいて、古紙1キロに対して仮に1アロハポイントとかいうようなポイントをつけて、たまったポイントで町指定のごみ袋が購入できるとか、住民票の交付の金額に充てられるとか、あと町税の一部に充てられるとかいうふうなシステムがあれば、3Rに対する機運がさらに高まるのではないかと考えます。循環型社会の構築を進めていく方針の周防大島町に、このようなシステム、いかがでございましょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 理想論のような話に聞こえるんですが、要するに、今のお話がありましたように、既にその関係の、いろいろな団体がありますが、それぞれの団体が自主的に取り組んでいただいております、これは当然ながら、その収益、さっきの収益が当然その団体に入っているわけですが、収益のためにやっておるんじゃないということは十分よくわかります。それはリサイクルのためにやっているわけで、資源を十分活用しようという、そういう崇高な思いの中から発生した、その古紙回収であろうというふうに思っております。

これは、私たち町が主体的にこれを、例えば古紙回収を始めるということになると、今の経費どころじゃなくて、絶対に費用対効果が合わないということになります。要するに、行政にやらせることほど高いものはないというふうに思うわけです。

そして、今の自治会の中にそういう古紙を回収して、自治会の財源としてからやっという自治会も当然あるわけがございます。そのことを、私は知らなかったというような自治会もあるかと思しますので、そういうことを、業者さんを紹介するとか、または、役員さんを中心に自治会の皆さん方がお世話しなければならないということになります。それを、例えば町がやればいいじゃないかという話になりますと、町がやるとしますと、当然ながら今度は人件費がかかるわけございまして、これは本末転倒になるぐらいの費用がかかるというふうに思うわけでございます。

ですから、せつかく今、このような自主的な取り組みをやっていただいております団体があるわけですから、それはできるだけ自主的な団体をもっともっとつくっていただくというほうに力を注ぐべきだと思うわけでございます。

特に東和地区が少ないように思われますが、中には、私よくそのことに認識がなかったからという地域もあるんじゃないかと思えます。そういうふうな古紙の回収に取り組むという団体をもっともっとPRするとか周知するということについては、町のほうでやっていけたらと思えます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） それでは、未実施の自治会に積極的に実施するよう町のほうからお声がけをお願いいたします。

例えば、お隣の柳井市が、資源ごみ回収奨励金制度というすばらしい制度がございます。これは子供会、自治会などの非営利団体が紙類、布類、アルミニウムなどの資源を回収し、業者に引き取ってもらった場合に、奨励金を交付しますと。金額は1キロ当たり5円、当該年度で6回を限度として交付しますという内容でございます。回収業者から買い取り金額をもらって、さらに市から奨励金が交付されるというすばらしいシステムでございます。

また、田布施、平生ですが資源として活用できる可燃ごみについては、資源活用センターへ平日で無料で毎日持ち込むことができるそうです。

このように、近隣市町にはすばらしい制度がございますが、周防大島町も積極的に資源として活用できるごみの再資源化に努めるべきではないかと思えます。この柳井市のような制度、今町長が御答弁あったと思うんですけども、まさにこれに匹敵すると思うんですけども、このようなシステムもどうぞ御検討願いたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 吉村議員さんの御提案につきまして、柳井市なり田布施、平生の事例を研究してまいりたいと思えます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） では、よろしく願います。

最後に、今回は、資源として活用できるごみの収集でございますので、少し関連することでございますので、海洋プラスチック問題について発言のみをさせていただきます。よろしいでしょうか。ペットボトルやレジ袋などのプラスチックごみは、年間800万トン以上が海に流出していると推定されております。周防大島町の海岸でも、ペットボトルやカキパイプがない海岸はございません。それらプラスチックごみが魚介類に影響を与え、人間への影響も懸念されております。

この問題への対策は、海外では日本より進んでおりまして、既に45カ国以上の国でレジ袋の使用禁止が推進され、ヨーロッパでは、ストローや食器などの代替可能な使い捨てプラスチックの使用が2021年から禁止されることになっております。

日本では、昨年、京都府亀岡市と亀岡市議会が、プラごみゼロ宣言を共同発表しまして、レジ袋の使用禁止条例を2020年度までに施行し、罰則を設けることも検討をするなど、先進的な取り組みを行っております。

周防大島町でも、海洋生物や自然を守るため、早急にプラごみ宣言を発表することを提案し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、吉村議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、5番、田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） では、今回は4点ございます。

最初に、現在工事中であります橘斎場設備改修工事におけます随意契約の運用のあり方についてお尋ねをいたします。

まず、この本町におきましては、地方自治法施行令の随意契約の規定を適用するにあたりまして、具体的なガイドライン、こういったものの運用指針と申しますか、そういった指針は策定されているのか。策定されている場合は、それがどのような形で職員の方に周知されて運用されて

いるのか、そのガイドラインと実際の契約の適合性というのは、誰がどのような形でチェックしているのかをお尋ねいたします。

次に、橘斎場設備改修工事、この随意契約の理由としまして、施行令第2号該当ということで契約がされておりますが、この2号に該当すると判断した理由について、唯一性と申しますか、なぜこの業者でなければ目的を達成することができないと判断されたのかについて御答弁をお願いいたします。

1点目は、以上です。

それから続きまして、米軍岩国基地再編交付金と騒音対策についてお尋ねをいたしますが、まず、平成30年度の決算額で結構ですので、再編交付金の使途について御報告をお願いします。

今回の質問は、騒音被害に苦しむ町民の方の被害軽減、それから安心安全の構築のために、直接的な対策事業が必要であるという趣旨でございますので、再編交付金の枠内での話にとどまるものではございませんが、少なくとも再編交付金により町民の方が直接的に恩恵を受けていると、そういう実感が得られるような施策が必要ではないかというふうに考えております。県が実施しております住宅環境改善支援事業補助金などは、その典型例だと思いますが、本町としても、このような独自施策、そして、その前提となります情報収集というものに対して、町民の安心安全を守るべき立場としての町としての認識をお尋ねいたします。

それから3点目、空き家・空き地の問題につきましては、これはもう町全体の共通認識があると思いますが、まずは空き家の実態につきまして、現状を御報告をお願いいたします。

次に、本町では空家等の適正管理に関する条例がございますが、これの実際の運用状況、それから空家等対策の推進に対する特別措置法が制定されておりますが、これに関する運用状況をあわせて御報告いただきたいのと、今後も管理不十分な空き家、それから空き地が増えていくというふうに考えられますが、これについて、町としてどのような対策方針をお持ちなのか、その辺を御答弁をお願いいたします。

4点目になります。病院改革に関して。主に今後のプロセスについてお尋ねをいたしますが、先月末の全協におきまして、議員に対する合意形成案ということで改革案が提示されているところではございますが、これまでの数回にわたります全協での説明に対しましては、私は、反省と検証のない改革は無意味であると申し続けてまいりましたが、残念ながらそれに対する明確な御答弁はいただいております。人口減少、それから財政面を理由とされて、規模縮小による経費節減、こういったことを改革案として示されましても、これまでの運営について十分な検証と町民への説明責任、これを果たさなければ単なる延命措置に過ぎないもので、やがて同じ道を歩むことは目に見えておりますので、この私の意見、指摘に対しまして認識について、この場で改めて明解に御答弁をお願いいたします。

現段階では、この改革案については明確に反対であると表明しておきますが、仮に今後、この改革が実行段階に移された場合、改革プランも現場の実態にあわせて、当然修正すべき点も出てくるのではないかと思いますので、これから現場との協議、それから現場の声を把握するためのシステムを、どのように構築していくおつもりなのかをあわせてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 答弁は、休憩のあと行います。

暫時休憩します。

午前10時26分休憩

.....

午前10時38分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁のほうからお願いします。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 盛りだくさんの御質問いただいておりますので、まずは2番目の米軍岩国基地再編交付金と騒音対策について、まず御答弁させていただきたいと思います。

他の項目については、それぞれの担当部長のほうから、まず1回目は答弁させていただきます。

1点目の平成30年度決算における再編交付金の施策別実績についてでございますが、再編交付金の交付開始年度であります平成19年度から平成30年度までの総額で19億646万5,000円というふうになっております。平成30年度交付額につきましては2億5,366万円となっておりますのでございます。

なお、施策別実績につきましては、30年度のことですね、2億5,000万円の内訳ですが、施策別実績といたしまして、防災に関する事業として、漁港陸開整備事業1,383万6,000円、教育・スポーツ及び文化振興に関する事業として、小中学校空調設置事業に2,719万4,000円及び外国語活動推進事業基金への積立金1,600万円となっております。

また、福祉の増進及び医療の確保に関する事業として、病院事業の医療確保対策事業に9,600万円、ちびっ子医療費助成事業及び福祉医療費一部負担助成事業基金への積立金が1億63万円となっております。

2点目の山口県が行っております、住宅環境改善支援事業の実施状況及び町独自の上乘せや新規対策事業の実施を求めるということでもございました。当事業は、岩国基地への空母艦載機の移駐による騒音の影響が懸念される地域での定住を促進する目的として、本年7月からスタートをいたしました。

事業内容といたしましては、対象地区において、エアコンと断熱効果のあるサッシの取り替えや新設に対しまして、一定の要件を満たされる場合、30万円を上限に補助金を交付するという

ものでございますが、本事業の実施状況についてでございますが、8月末現在では、サッシの申請件数は11件、エアコンの申請件数は121件、両方合わせた申請金額で申し上げますと、952万7,000円という状況でございます。

また、この事業は岩国市、和木町も合わせた事業でございますので、これらを合わせた県全体でのサッシの申請件数は33件、エアコンの申請件数は263件、申請額は2,391万5,000円というふうな状況になっております。

次に、県が行っています住宅環境改善支援事業への町独自の上乗せや、新規対策事業の実施につきましては、現在、町独自での上乗せは考えておりませんが、当事業の対象区域が限られていることや、対象となる家屋等の条件が細かく設定されていることから、対象地区の拡大や対象となる条件の緩和を、国や県に対しまして強く求めてまいりたいと思っております。

また、新規対策事業についてであります。議会のほうからもいろいろ御要望とか御提案とかをいただければ、他の施策とのバランス等も考える必要は当然ありますが、これらを精査しまして、県及び関係市町と、まず協議の上、要するに周防大島町独自にやるというものではありませんので、岩国市や和木町等関係市町とまず協議を進めなければなりません。そして、その上で、県と連携しながら国との協議をしてまいりたいと思うところでございます。

この事業は、やはり採択基準というのが明確にできているわけではありませんので、当然ながらそれぞれの事業を個別に国のほうと協議を進め、事業に適合するものかどうかということをやらなければならないということがございますので、皆さん方からも、また議会のほうからも、そういう御要請、御要望があれば、それらを協議の俎上に乗せていき、協議を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

3点目でございますが、今後の騒音対策へのスタンスと取り組み方針についてということでございますが、空母艦載機の移駐により騒音が増加している地域もあります。住民生活に影響を及ぼしているという認識のもとに、航空機騒音の軽減対策や騒音調査体制の充実の安心安全対策や地域振興策等について、県及び関係市町と連携をして、引き続き国に対し要望してまいりたいと考えております。

また、騒音被害の情報収集につきましては、議員さんからの御指摘等も踏まえまして、本年の4月から町ホームページの騒音等苦情フォームから情報収集を行っております。メールには、幅広い年齢層や町内各地域からの情報もいただいております。その都度、国や県に対しまして町民の方々から寄せられた苦情等の報告を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、航空機騒音が住民生活に影響を及ぼしているという認識のもとに、今後も引き続き、町民の皆様や議会の御意見を伺いながら、国に対して言うべきことはきちんと厳しく申し上げ、町民の安全安心の確保に全力で取り組んでまいりますので御理解いただきたい

と思います。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 田中議員さんの、橘斎場設備改修工事についての御質問にお答えいたします。

まず、随意契約に関する本町のガイドラインの策定運用状況についての御質問でございますが、平成26年4月に随意契約による場合の法令根拠や理由の解釈が、庁内において統一かつ公正に行えるように定めた随意契約ガイドラインを策定しております。

また、この随意契約ガイドラインは、役場のイントラネットに掲載し、職員が必要なときにいつでも確認できるようにしております。

2点目の、橘斎場設備改修工事の随意契約理由として、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の妥当性の判断に関する御質問でございます。火葬炉につきましては、メーカーによって炉の形状が異なりますので、橘斎場は、もともと太陽築炉工業株式会社の火葬炉に合わせた建物設計がなされております。

炉の更新にあたりまして、大島斎場の火葬炉製作事業者でございます株式会社宮本工業所に、橘斎場現地での炉の据え付けについて確認してもらいましたけれども、現状の炉室では天井高が低く、同社の炉に更新する工事を行う場合には、構造計算の見直しや建物の補強が必要となる上、工期も長くなるという報告をいただいております。

また、現在、橘斎場の火葬件数は年間約250件でございます。火葬炉改修工事のため、橘斎場を全面休止すると、年間約200件の火葬を行っております大島斎場だけでは、本町の火葬業務を遂行することができません。

このため、本改修工事にあたりましては、橘斎場の火葬炉1基を稼働させながら入替工事を行わざるを得ないと考えまして、他社が施工する場合、その稼働しております火葬炉や電気・機械設備にふぐあいが発生する可能性が高まり、火葬や工事の安定性、安全性を担保できなくなります。

したがいまして、橘斎場を全面休止せず、1炉ずつ円滑に工事を行うため、既設のメーカーである太陽築炉工業株式会社に一括発注することにより、全ての工事を総括的に管理、工程調整等を行わせ、効率的かつ確実な施工ができるというふうに判断をしたことによります。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 私からは、田中議員さんの、空き家対策等の現状と実効性のある対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の空き家の実態についてでございますが、全町的な空き家の調査等を行っておりませんので、実数等の把握はできていないのが現状でございます。

そのような中で定住促進の一環として、空き家バンクの登録推進事業を平成14年度から実施をしており、平成30年度までに調査を実施した件数が221件、そのうち空き家バンクに登録したものが88件であり、現在、活用された空き家は80件という状況でございます。

また、空き家を特定空き家に至る前に借り受け、改修を施した上で定住促進を図るために貸し出しをする空家有効活用事業の実施件数は7件で、そのうち5件に入居がされており、残り2件についても広報等で募集を行っているところでございます。

2点目の周防大島町空家等の適正管理に関する条例の運用状況でございますが、まず平成30年度までに自治会からの情報の提供がございました件数の合計は98件で、所有者等に管理通知を行った件数は46件、助言等を行った件数は13件でございます。

3点目の空家等対策の推進に関する特別措置法による空家等対策計画の策定状況についてでございますが、特別措置法の第6条に、市町村は空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等に関する対策についての計画を定めることができると規定されておりますが、本町においては、現時点では空家等対策計画の策定は行っておりません。また、具体的に何年度に計画の策定を行うかも、現時点では未定となっております。

4点目の空き家等の活用についてでございますが、現在、空き家等の具体的な活用について申し上げますと、先ほど御説明いたしました移住者向け空き家バンク登録推進事業や空家有効活用事業を実施しているところでございます。

しかしながら、議員さんの御指摘にございますように、増えていく空き家に対しての施策は重要な課題であるとともに、その対策は大変困難であると認識をしているところでございます。

今後は、空家等対策計画の策定を含めた空き家等の対策について、引き続き調査研究を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 田中議員さんの、病院事業改革に関する今後のプロセス等についての御質問にお答えいたします。

まず、反省と検証なき改革は無意味との意見に対する認識という件につきましては、田中議員さんがおっしゃるとおり、反省と検証は大切なことだと思います。3病院、2介護老人保健施設、看護学校、看護専門学校、3健康管理室、訪問看護ステーション、4居宅介護支援事業所、検診事業、総務部を維持し、町民の皆様へ医療・介護を継続して提供できるように努力してまいりました。

しかしながら、急激な人口減少や道路事情が良くなり、交通の利便性が向上したことによる患者数の減少、新医師臨床研修制度により医師の確保が困難になったこと、2年ごとに改定される診療報酬のマイナス改定が続いていること、消費税の増税、さまざまな要因により平成18年度

から平成30年度まで赤字経営が続いていますこと、誠に申し訳なく思っております。

これらの要因を踏まえ、将来のさらなる人口減少に伴う医療需要や介護需要の減少が見込まれる中、永続的に町民の皆様に医療・介護を提供できるよう再編計画案を策定しております。

2点目の、これまでの意思決定のプロセスと町民への説明の方法という件につきましては、病院事業局の経営状況は、平成17年度までは黒字経営でしたが、平成18年度から平成30年度まで赤字経営が続いております。平成25年度の約10億円の赤字を受け、監査委員さんからの助言もあり、赤字縮減につなげるべく現状分析及び経営改善支援に関し、経営コンサルティング会社である株式会社日本経営に依頼し、平成26年10月1日より実施しています。

平成26年度から平成30年度までの間、累計で約2億3,000万円の収支改善効果がありましたが、赤字の解消には至らず、年々赤字額は増えてきました。

平成29年度の決算において、約8億円の赤字になると見込みが出ました平成30年6月に、現状のままでは将来にわたって継続した医療・介護を提供できなくなると考え、コンサルに現状のまま経営した場合のシミュレーションを依頼しました。その内容につきましては、平成30年の9月26日の全員協議会において説明させていただきました。

病院事業において、周防大島町の今後の人口減少に伴う医療・介護需要の減少が見込まれる中、現状のままの医療等の提供体制で運営し続けていくことが難しいとの結果を受け、平成30年12月1日からコンサルに抜本的な改革案の策定のため、再編にかかわる事業計画の策定及び実行支援の業務を依頼しました。

平成30年12月10日には、議会において病院事業改革等特別委員会が設置され、再編計画案の作成状況を随時報告させていただきました。そして、平成31年3月19日の全員協議会において、叩き台として再編計画案を報告しました。その後、議員の皆様、大島郡医師会、職員との意見交換等を踏まえ、再編計画案を精査、修正していき、病院事業改革等特別委員会や全員協議会において再編計画案を報告、説明させていただきました。

再編計画案としましては、1つ目は、2020年4月1日に橘病院を19床の有床診療所へ転換する計画、2つ目は、2021年4月1日に東和病院西棟60床の病床数を15床削減し、東和病院の病床数を99床とし、2022年3月31日のやすらぎ苑の廃止にあわせて、2022年4月1日より西棟45床を介護医療院48床へ転換する計画、3つ目は、2022年3月31日をもって、やすらぎ苑を廃止する計画、4つ目は、やすらぎ苑の廃止に伴い、居宅介護支援事業所やすらぎを居宅介護支援事業所おおしまに集約する計画、5つ目は、2021年3月31日をもって、がん検診事業を廃止する計画、6つ目は、2021年3月31日のがん検診事業の廃止にあわせて、総務部内にある業務課を廃止する計画です。

これらの計画案につきましては、町民の皆様に令和元年第3回周防大島町議会定例会が閉会さ

れた後、周防大島町の旧4町、各1カ所で住民説明会を開催し、御理解していただけるよう丁寧な説明をしていきたいと考えています。

3点目の、現場職員からの意見聴取のあり方という点につきましては、7月に行いました職員説明会での要望もあり、再編計画案に対する職員の意見を聞くための相談窓口を8月6日に設置しました。病院事業局のイントラネットに相談用のアドレスを設け、職員なら誰でも再編計画案に関する相談が依頼できるようにし、依頼があった場合は病院事業局の総務部長、総務課長が対応することとしております。必要に応じて、アンケートの実施について検討したいと思っています。

なお、9月13日現在で3件相談依頼があり、今後についての確認や再編に関する提案がありました。

また、9月にも各施設3回目の職員説明会を4カ所で開催し、8月29日の全員協議会で説明させていただきました内容につきまして、職員へ説明、意見交換をし、イントラネットにも内容を掲載しております。

また、今年度、総合的な計画や経営改善に関する事務を処理するため、経営企画室を設置し、再編計画案に関する調整を行っております。

今後の実行管理につきましては、総務部及び各施設の職員による組織を設置し、実行へ向けたロードマップを速やかに作成し、利用者への対応に万全を期していきたいと考えています。

また、総務部及び各施設の職員による組織を設置し、再編計画案の実行に関する検証を行い、検証結果については、主要な施策の成果を説明する書類により議会へ報告したいと考えています。

繰り返しになりますが、継続して医療や介護を提供していくためには、この再編計画案を実施することが必要だと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

終わります。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） じゃあ、橘斎場のことから再質問しますが、随契理由、ここにいろいろ書いてありますが、先ほど答弁でもありましたけど、建物との関係で、太陽築炉工業の製品しかこの建物には入らないからこの業者に決定したんだというところが主なところかなというふうに受けとめたんですが、ほかにもメーカーあると思うんですけど、今の大島斎場の宮本工業所の製品は入らないことを確認したということなんですけど、ほかの業者も、これ全部確認したということではよろしいんですか。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 田中議員さんの御質問でございます。

全国的には、3社、主な火葬炉メーカーさんがあるというふうにお聞きをしております、そ

のうち橘斎場の火葬炉メーカーさんと大島斎場の火葬炉メーカーさんがございます。もう1社につきましては、ちょっと聞いている範囲でございますと県内の納入実績がないというふうに聞いておりましたので、こちらのメーカーさんには、特に現地を見ていただいて、炉の更新についてというところでの確認はいたしておりません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） いや、私が調べたところ、大きなところでも4社あるんですよね。今確認されていないということが答弁があったんですが、この随契というのは、随契が免罪符になるわけじゃなくて、入札できる工事は入札すべきことなんですね。例外中の例外ということで、確認してないということは、そのもう1社の業者、私はもう2社あると思うんですが、これも調べた限りなんで、もっとあると思います。その他の業者だったら、仮に建物の構造に合致するメーカーだったら、ここで入札になったんじゃないんですか。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 田中議員さんの御質問についてでございますが、確認していないところの炉の形状というものについて、手持ちの情報がないので、そこについては建物の中に入ったかどうかというところは、ちょっとお答えしかねるんですけれども。

ほかにもう一つの理由といたしまして、先ほど御答弁申し上げたように、2炉ございますので、1炉を動かしながら1炉を更新して、その更新が終わった段階で新しく更新したものを動かしながら残りの1炉を更新する必要があるというふうに考えましたので、そうすると既存の電気とか機械設備を動かしながらというところで、ほかのメーカーさんがその工事をすることによってふぐあいが生じる、要は斎場というか火葬炉を使っているときにふぐあいが生じるというのは、運営側としては一番避けたいことでございますので、建物の形状と運営形態、更新の形態の2点について判断した結果、もともと火葬炉を導入した太陽築炉さんに随意契約をするというふうに判断をいたしました。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 動かしながらというのはわかるんですけど、それは契約の問題じゃなくて管理上の問題なんで、そこはきちっと今の業者さんに協力をいただくなり、ほかの業者が入ったとしても、今の業者に協力していただいて、支障のないように、町が、発注者がきちんと管理監督すればいい話で、それがね、ちょっと随契にするというのは、随契のこの2号の原則から言っても、それはちょっと外れている。この2号というのは、極めて特殊な工事で、ほかのこの業者しかできんという場合に、御存じだと思いますけど適応するもので、この業者でないと安全な円滑な運行ができないから、管理ができないからというのは、それは発注者の話ですよ。

そこらを、だから要するに、ほかの業者じゃできないよ、できないというか、随契にするとい

うのは、やっぱり金額的な面、例えば、今言われるように建物の改造が必要だから工事費がかかるんですよというようなところで、金額の比較でこの業者が、現行の業者が一番安くできるんですよというところが保管的にないと、この2号の、この理由じゃあ、ちょっと非常に厳しいんじゃないかな。それで、なおかつほかの業者で入るか入らんかも確認していないということは、可能性をあえて町自身が否定しちよる、入札にできる可能性を否定しているということだから、そこはちょっと、それじゃあ通らんのじゃないですかね。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 随契理由は、できるだけ厳格に運用するというのが、今、議員さんのおっしゃるとおりだと思いますが、例えば、じゃあ2号に限定しておるのかという話になりますと、6号の競争入札に付することが不利と認められるときというような分野にも全く理由がないとは思いません。ですから、複合的に2号を6号という形でもいいと思います。

しかしながら、今の言うのは、入札ができないかできるのかということに限定したような議論になっておりますが、要するに、炉は2つあるわけでございます。炉は2つあって、1つの炉が改修が必要になってきたと。そしたら、ここにまた全然別な業者の炉が1つ入った。もう一つは別のAという業者、Bという業者が入ってきた。これは、やっぱり今Aという業者の炉が入っておれば、当然ながらAとBとを同時に保守点検するというようなことについても、それはわざわざ、Aという炉があるにもかかわらずBという炉を入れる、それは入札してみれば、安いという結果が出るかもわかりませんが、わざとそこのことをやらなくても、むしろAという炉が入っているんだから、一緒にこれからも維持管理していくということからすれば、Aという炉に随意契約をするという理由も成立するんじゃないかというふうに思います。それについて、今、地方自治法施行令の随意契約の項目の中の2号だけでいくと、その性質又は目的が競争入札に適さないものというふうになりますが、例えば6号のような不利になると認められるというような複合的なものもあるんじゃないかというふうに思いますし、入札とはちょっと別ですが、将来の維持管理ということについても、これは同じ業者にしておくべきだというふうに思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） では、6号もある意味、理由としてあるんだということなら、その辺の比較設計というか価格の比較というのは、されているんですかね。要するに、この業者で随契したことで、一番経済的にできたんですよというなら問題ないんですけど、その辺の設計比較というのは、資料としてあるのかどうか、その辺も教えてください。

それと、この工事には建築工事とか電気機械工事が約3割以上含まれていますけど、これを、例えば分離発注するとか、建築業者に一括発注するということはできなかったんですかね。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 田中議員さんからの御質問でございますが、経済比較のところでございますけれども、建物の改修を含めての経済比較というのは行っておりません。

それから、2点目の電気機械設備等の分離発注についてでございますが、実際に——実際にどうか炉を動かしながらというところもございましたので、分離発注よりは実際の作業行程の調整を元請さんというか、1社に絞って契約発注するほうが、調整のところでは効率が最もいいというふうに判断しましたので、1社に対しての随意契約ということで、他の工事もまとめて発注したということでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） では、次に、再編交付金の関係なんですが、これは、要するに私が言いたいのは、先ほどの答弁でも、これから例えば住宅補助金なんかにしても対象を緩和することを求めていかれるということなんですが、その国に求めていくにあたって、やっぱり今の騒音被害というのは、データであらわせない被害というのが実際にあると思うんですよ。町内どこへ行っても騒音被害というのは声は聞きます。そこらを、今は国の測定器に頼っているという状況なんですけど、そうじゃなくて町独自で、もっと騒音データもそうですし、いろんな苦情、今窓口は設けてはいますが、それらを情報収集をもっと主体的にやって、その細かな地域の実態に応じたデータに基づいて要望していかないと成果に結びつかないかと、その辺の情報収集をどういうふうにしていくおつもりなのかということをお聞かせいただきたいのと、もう一つ、町民の安心安全、負担軽減という観点から、今、町民の方で構成する団体から、県議会のほうに日米地位協定の抜本的改定を求める意見書というものが出されていると聞いておりますが、このことについて町民の方の安心安全を守る、負担軽減を図るという立場の町長として、この請願について、県議会に出されたものではありませんけど、町民の方からこういう請願が出されていることについての御見解があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今の騒音測定器をもっと町独自に増設して、さらに詳細な騒音の測定、またはその現状把握をすべきだということでもございました。私どもは、今この騒音測定器、国が設置している騒音測定器を、もっと箇所を増やすべきだということでも要望は続けておるところでございます。

それに対しまして、町独自の騒音測定器もさらに増設してはどうかということでもございました。以前にも、騒音測定器の増設を求められたという住民の団体の皆さん方から要望がありました。そのときは、実は現在のを増やすのではだめだ、というのはなぜかという、W値での計測しかできないか、またはやっておっても公表されないんであれば、町独自のデシベル値が測れる騒音

測定器を設置し、その測定器から出たデータである、W値だけでなくデシベル値を出してくださいというために町独自の騒音測定器を設置してくださいということでございました。

その後、いろいろ防衛省のほうと交渉の結果、今現在設置してあります騒音測定器のW値にあわせてデシベル値も公表するということが実施されることになりましたので、そのためだけの町独自の騒音測定器の造設というのは、必要なくなったというふうに思っているところでございます。

今の御質問の、さらに町が騒音測定器を増設したらどうかということでございますが、それについては、町がやるよりも国の今現在ある騒音測定器を、これらの箇所数を増やしていただくということを要望するほうが、統一的な騒音測定ができるし、統一的な公表ができるということがありますので、そのほうを運動の主眼に持っていきたいというふうに思っております。

もう1点ありますが、柳井市が複数箇所、市独自の騒音測定器を設置をいたしております。これはお聞きしたところによると、非常に難しいということをおっしゃいました。何が難しいかというと、騒音の中から排除すべき騒音をまずのけて、そしてまた、その中からきちんとした、自前でW値、さらにはデシベル値をずっと、言うなれば手動でやっていくというようなことでありまして、本当に、これ自前でやるのは大変だというふうなお話も聞いておりますので、そのようにやるよりも、今あるものを増設していただくということにして、そのほうが統一的な結果が得られるんじゃないかというふうに思っておりますので、それを進めるというか、運動をしていきたいと、要望していきたいと思っておるところでございます。

県のほうに地位協定の見直しの請願ですかね、請願が出ておるということでございます。地位協定の見直しにつきましては、これは周防大島町の中で直接的なものというのは、余り感じてないんですが、まさにその基地の所在する市町、または県のほうから、いろいろそういう国に対してから地位協定の見直しについての要望、要請が出ていることも聞いておりますが、私の気持ちとすれば、私たちが今騒音被害があるその基地というのは、まさに米軍岩国基地のことです。これはやはり岩国市が主体的に県と一緒に、その地位協定等も含めて、そういう安心安全対策を進めるべきだというふうに思っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 国に要望していくというのは、そのとおりなんですけど、私が言うのは、その前段として、国が言うのは、今の予測コンターとか、そういう実際の測定器があるところのデータに基づく話なんで、もっと地域の実態を把握して、それはデータ測定だけじゃないと思います、いろんな情報収集、これをもっと積極的に、受け身じゃなくて町として積極的にやっていって、その集めた町独自のデータをもとに、国に対して要望をしていかなきゃいけないんじゃないかなということなんで、その辺を踏まえて、今後の安心安全対策を進めていってもら

いたいなと思います。

ちょっと時間がないので病院のほうに移りますが、結局、反省と検証のない改革は、大切なことという御答弁はありましたけど、それをどう思いますか、じゃあ、どうやってやるんですかという御答弁はありませんでしたが、改めて、今から質問させていただきますが。

ちょっとさかのぼって、今の議論は、私は10年前に、20年前にやっとなきゃいけない議論だと思いますが、平成19年の12月の定例会、それから26年の12月の定例会、この中の答弁で、3病院2老健は健全経営のもとで堅持するという答弁がされておりますけど、この方針というのは変更されたという認識でよろしいんですかね。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 田中議員さんの、全協でも言われておりますことですが、反省と検証なき改革は無意味という発言が繰り返されておるといふふうには覚えておりますが、無意味かどうかはちょっと別にしまして、反省も検証も十分するべきことであるといふふうに思っております。今いみじくも議員さんがおっしゃられましたから、私が言おうとしたことを言われましたので、私もちょっともう一回えぞるようですが、申し上げたいと思います。

今、病院事業局、その前が公営企業局、そしてその前が合併までが大島郡国民健康保険診療施設組合ということだったんですね。その国民健康保険診療施設組合ができたのは昭和34年の10月でした。その34年の10月の翌年、35年に国勢調査が行われておりますが、4万9,739人でした。そして、それから25年たった昭和60年、やっぱり国勢調査なんですけど、3万人を割って2万9,749人となっております。そして、それからさらにまた25年たった平成22年、1万9,084人と、これたどってみますと、5万人から3万人になって、2万人になっているわけですね。これは今、田中議員さんが言われるように、反省と検証の中の検証の部分が非常に人口のこれだけ大きな国勢調査結果が出ておるにもかかわらず、ずっとこれを設立した当時からどんどん増やしていっているという状況にあったわけでございます。

それはそれとして、一つには医療介護需要があったということでもありますし、もう一つは、町立公営の病院が主に医療を担っていたという現実があります。言うなれば、民間病院が非常に少ないという現状でございましたので、そのことについては、町立病院にその役割がずっと担わされておったということでございますが、しかしながら、5万人から3万人になり、そして3万人から2万人になるというこの人口の急激な減少、さらにいつも言っていることなんですけど、大島大橋の無料化、平成8年ですが、そして道路の2車線化、または道路改修がどんどん進んできたということ、そして柳井・岩国地域にも非常にアクセスが良くなった、モータリゼーションの発達ということもあるでしょう、それらのことが十分検証されなかったというのは、まさに議員さんがおっしゃられたように、5万人から3万人に割り込む、3万人から2万人に割り込むとい

う時期にこそやるべきことだったんだというふうに、それは大きな反省をしているところでございます。

ですから、検証がなかったということについての反省は、今の私たちだけではなくて、先輩方に対しても、そうではなかったかというふうに思うわけでございます。

いずれにしましても、それじゃあ反省と検証がない改革は無意味なのかと言われますと、無意味じゃないと思っております。遅きに失しているところは若干あると思いますが、しかしながら今やらなければ、これは本当に町内から公的な医療施設、医療提供施設がなくなってしまうということでありまして。私たちも今の現状で維持できれば、これはこれに越したことはないというふうに思っておりますが、しかしながら、これをこのまま何もしないで続けるということになりますと、先は当然、皆様方も同じ認識であろうと思いますが、いずれ続けられなくなる時期が来るというふうに思っておるところでございます。

そしたら、今回の改革で全てオーケーなのかと言われますと、それも当然そうではないと思えます。ですから、これから先は、2040年には1万人を割り込んで、8,000人とかいうような推計も出ておるわけですから、いずれにしましても、これで最後のとか言うわけじゃなくて、どんどんその人口の減少に合わせた、それに合った、身の丈に合った施設にしなければならない、これは学校統合とよく似ていると思いますが、学校だって子供がいなくなれば統合に進んでおると。統合もしないに越したことはないと思っておりますが、似たようなもので、それは需要がなければ少なくなるというのは当然のことなんです、いずれにしましても、検証があつて反省があれば意味があるのかと、無意味とは言えないと思いますが、いずれにしても、言葉の遊びではなくて、現実的にこれを改革しなければならないという状況にあるわけですから、皆さん方もそれは当然、もうきちんと、その思いはあつた上での反省と検証なき改革は無意味という発言であろうというふうに思っているところでございますので、今回の改革は、確かにパーフェクトとは言っておりませんが、ぜひとも議会と、そして町長、そして執行部、そしてまた病院事業局執行部、そして病院に働いておるドクターを含めた関係の皆さん方との、まずこの三者の基本的な共通認識が必要だというふうに思っておりますので、ぜひとも御理解いただきたいと思えます。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 大体のところは町長が答えていただいたんですが、確かに田中議員さんが言われるように、私が預かったときには3病院2老健を健全に運営して、大島町民の医療と介護の安全安心を守るということで行って行っていました。そのつもりで頑張っていたんですが、先ほども言いました交通とかそういうのを別にして、全国的にも新臨床医制度ができて、特に若手の医師の確保が非常に難しくなって、医師を確保するのが汲々とした3病院、特に当直、3病院ともに当直を毎日24時間365日、全部当直をしなくてはいけないという、医師の確保

が非常に難しくなったのと、それと同時に、全国的に急性期に非常に手厚くなって、看護基準が7対1になると、非常に一番最初のころは、それだけで1人が1万5,900円ぐらいで、次の10対1になると1万3,000円ぐらいで、その間だけでも2,000円ぐらい違うという急性期に非常に手厚くなったんで、慢性期の病院が非常に運営が難しくなったと同時に、急性期が非常にそういうので良くなったので、全国的に看護師さんを全国の大学とか大きな病院が、全国的に看護師さんを集めるようになって、看護師さんが非常に少なくなりました。

ただ、うちで非常にその点助かったのは、看護学校があったので、そうは言ってもどうにか看護師を補充することができておりますので、どうにかそういう面では、病院の経営が、経営というか継続することができました。

同じことがコ・メディカル、放射線技師さんらにしても同じようなことが言われて、非常に職員が集めにくくなった。すなわち集めにくくなったということは、職員の給料が上がると、人件費が非常に上がってきたということ。それだけではなしに、介護のほうも人件費が上がってきて、老健2つで約2億円、ことしの決算でわかると思いますが、2億円の赤字が毎年出てます。「やすらぎ」と「さざなみ」で。そうしますと、これは交付金が全くありません。そして、建物を建てたときの借金も余りなくて毎年2億円の赤字ですので、これをもう今から維持するということは難しい。

もちろん3病院だけでも、それぞれ1億円以上の赤字がありますので、トータル、ことしが6億円弱の赤字というふうになってきています。ですから、このままでは私自身ももう、確かに経営の才がないと言われたらそれまでかもしれませんが、これを維持するということは難しくなって、監査委員さんからも言われている以上のことからもうそういうことになって、改革をせざるを得ないということになりました。

○議長（荒川 政義君） 最後、最後まとめてね、はい。

○議員（5番 田中 豊文君） 最後、ちょっと長くなりますけどまとめさせていただきます。

私は、別に改革自体が無意味じゃと、意味がないと言っているんじゃないんで、同じ改革をするにしても、その中身をしっかり、どこに問題があったのか、そういうところに目を当てて、目を伏せずにちゃんと正面から取り組まない改革は無意味だということを申し上げているんで、人口減少というのをよく毎回理由にされますけど、人口減少も先ほど言いましたように、10年前から、もっと昔からわかっていた話で、それをもとに改革するということ自体、私はちょっと不謹慎じゃないかなと思いますが。

現に、これは前の町長の答弁になりますけど、要するに、人口減少はする、経営も難しいと、それでも3病院を維持したいんだ、それが大島で生まれた人を大島の病院で診てあげたいというのが願いだと、そういうことを言われて、これは大島病院を建設するときの答弁なんですけど、

それは、その後の答弁、町の答弁も同じ趣旨だと思いますし、現状、これまでそれは維持してきたんだろうと思いますけど。

要するに、3病院2老健堅持は維持していくということが、ここへ来て急に変わっているということだと思うんですね。結局、そこの肝心なところにメスを入れずに、改革という名のもとにダウンサイジングしても、また、じゃあ病院、今度は1つ減しましょと、今度はもう一つ減しましょ、結局なくなりますよという話になりますよと。

実際、2017年度公立病院の純医療収支ランキングというのがありまして、全国の770の病院の収支のランキングというのがあるんで、これで見ると、橘病院が276位、これだけで測れるもんじゃないんですけど、大島病院が470位、東和病院が490位というふうになっておりまして、ある雑誌では、中国地方でワースト5に、この周防大島町の病院が3つ入っている。経営難の病院だという評価というか記述がされています。そういう深刻な状況なんですけど、経営改革というのであれば、今この収支の、規模が違いますけど収支の額だけを見ても、今、橘病院を有床診療科にするということなんですけど、普通は赤字の大きいところから、その赤字を減すための努力をするのが普通じゃないかなと。これ一番赤字の少ない、額の少ないところから改革をして、そこを縮小していくというような話になっていますんで、その辺の改革の設計がよくわからない、理解できないというのがあります。

その前に、さっきも言いましたけど、3病院2老健は堅持するんだと、どんなに経営が、どんなにというか経営難でも人口が減っても、それはわかっているけど、それでも堅持すると。それは、やっぱり当時の町長がそこまで断言しているんですから、今はそれを安易に——安易にと言っちゃ失礼ですけど、ここで根本的な、どこに問題があるんかという議論をせずに、これを変えるということは、私はちょっと何て言うんですかね、町長の答弁、町の方針としてそれを変えるには、当然、そこに厳格な判断というか反省と検証が必要だということで、反省と検証なき改革は無意味だというふうに申し上げているわけでありまして、最後にもう一回、どこに問題があるのか、そこをきちっと見据えるような、そこにメスを入れるような改革にすべきじゃないかと、そこをちょっと、反省と検証がないというところの答弁がいただければ、そこだけでも教えてください。

これには、公立病院の一番の問題は職員の意識だと、これは全国的な話なんです。医療機器を購入するときも、民間の病院であれば幾つかの業者に見積もりをとって競わせますが、公立ではそういう意識は低くほとんど言い値だったと、これは決算で指摘したことと同じじゃないですか。こういうことが全国の病院でまかり通って、そして全国の公立病院が結局、経営危機に陥っていると。その象徴的なものの一つに、この大島の3病院が入っているということなんで、そこをきちっと目を向けて、じゃあこれからどうしていくんかということに言及してもらわんと私は納得

できませんよということを申し上げているわけでありますので、もう一回御答弁をお願いいたします、最後に。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩入りますね。もう時間が過ぎてますんで。休憩の後、答弁させます。

暫時休憩します。

午前11時35分休憩

.....
午前11時42分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 具体的には、またちょっと、時間もありませんのであれですが、反省と検証なき改革は無意味ということなんですが、要するにじゃあ、検証をしていないのかということですが、検証は十分やっておると思います。

例えば、検証をする中で、今一番大きな要因というのは、さっき言った人口減少のこともあるでしょう、そして高齢化のこともあるでしょう、そして、この交通網、モータリゼーションがどんどん発達することもあるでしょう、そして町民の皆様方の医療需要にこたえてきたという、そういう自負もあるわけです。

というのは、例えば、柳井市や岩国市や徳山市のほうから、急性期の病床から退院をする、そして当然ながら自宅へ退院後は帰るわけですが、それができないということから、町の町立病院に受け取らざるを得ないということで、それはまさに町民の医療需要にこたえているということなんです。

しかしながら、それは結果的には、今、田中議員から紹介いただきましたように、経営的には誠に厳しいものがあります。それはなぜかということ、急性期の病院に慢性期の患者を入れてしまうということになるわけですから、そういうこともあります。それも検証です。じゃあ、数字の上で検証結果を出せと言え、幾らでも出せると思います。

もう一つは、医師の臨床研修制度が、先ほど石原管理者も言われましたが、医師の臨床研修制度の変更によってから、全国の、特に療養系とか慢性期系とか過疎地域の病院については、ものすごく大きな影響を受けてきて、結果的に健全経営ができなくなっているというような状況に追い込まれております。その医師の臨床研修制度が悪いというわけじゃないんですが、その研修制度が変わった結果、結果的にこういう過疎地域には医師がいなくなってしまう、特に、若い医師がいなくなってしまうというようなこともあります。これらも検証しようと思えば、数字の上できちんと全部検証できると思います。

もう一つは、3病院ある中の、何で一番、橘病院の数の少ないところをまずそうやってから診療所化するのかということがあります。さっき石原管理者も言われましたように、1年365日、当直医師が要ります。そして、50日だったと思いますが祝祭日があります。50日の祝祭日は、昼間に当直医が要ります。そうしますと、370から380人の当直医が必ず要るわけですね。それを3病院持っている、その掛ける3倍、当直と日直が要ります。まずこれが、本当に集まらないと思います。

なぜ、それじゃあ勤務医が、そこにおられる勤務医がやればいいのかということになりますが、実は勤務医が昼間働いて夜当直やって、土日祝祭日をやってしまうと、勤務医が30人もおればいいですよ。それが数人しかいない、東和病院にしても大島病院にしても。橘病院に至っては3人しか常勤おらんわけですから、その中で当直医まで全部やれということになると、今度は当直医だけは外からお願いしてくるということになります。

そうしたら、そういうことだから、実は当直医が急患を受け取ってちゃんと、済ませません言葉は悪いですが、診療報酬が得られるんかと言うたら、とっても無理だと思います。そういうふうになってくると、今のこの制度の中で、これを維持するというのは大変難しいと。そうすると、橘病院が一番影響が少ないということからして、そしてまた効果的にも、さっき言った三百七、八十人の当直医が、まず診療所からすれば要らなくなるということになると、それはさし向き、すぐに2つの病院に当直医を置けばいいということになりますからですね、いや、それじゃあいけんよ、それは橘がなくなったら困りますよというのは意味はよくわかります。ただ、結果的に続けられなければ同じことなんです。最後にはそういうことに、破綻することになってしまいますから。ですから、その検証のことを、もっともっと具体的に精密に出せというのであれば、それは幾らでもこういう研修、いろいろなことを全てあからさまにするということも全然いいと思います。

そして、また、あれですね、在院日数の縛りがどんどんできてきて、今、町立病院の中に、例えば本来の病床、要するに急性期病床と一般病床の中に完全慢性期、完全慢性期どころじゃなくて、もう介護施設に入らにゃいけんような患者さんがたくさんおると。これはこれだから多分、検証したときに、じゃあ何でそれを置いちゃうんですか、いや、それは町民の患者さんがおるからです、本来で言えば、それはもう出したい、じゃあ、出せないということですね。ですから、本当にこれらを検証していきつつ、あからさまにすることが今回の改革のもとになるということでもありますから、それはそれもきちんと出すべきだとは思いますが。それはもう既に皆さん方、十分御理解いただいておりますと、そのことは現状認識はわかっちゃるというふうに思いますし、そういう中での今回の改革でございますので、御理解をいただかなければならないと思いますし、やっぱりそれに長い時間をかけておったんじゃ改革にならないというふうに思うわけございま

す。

じゃあ、これでやったら終わりかということになりますと、いや、これじゃあやっぱりまだ不十分だという結果が出ると思います、数年後にはね。ですから、それはそれですが、当面の措置としてから第一の改革に踏み出さなければならないというふうに思っておりますので、ぜひとも御理解いただきたいと思います。

検証は、きちんとやっていきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 以上で、田中議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、4番、砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 2つの問題について伺います。

まず、財政調整基金について伺います。財政調整基金というのは、簡単に言えば、町が持っている貯金のようなものです。この議会に提出されている平成30年度決算の成果説明書によると、本町の財政の中で基金という名前がついているのは19種類あります。その総額は、平成30年度末で84億51万8,000円余りとなっています。

きょう質問する財政調整基金は、基金全体の、先ほど申した19種類のうちの69%を占めている最も多い基金で、本町には30年度末で57億9,000万円余りあります。財政調整基金条例第3条には、必要、やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てられていますけれども、実際には、いろいろな施策に町長の権限で、その財源として充てられているようです。

本町の財政調整基金が近年増えています。ただし、平成30年度の決算では、この財政調整基金への繰り入れよりも取り崩しのほうが多かったため、29年度末に比べると9,400万円減額されたこととなります。これは大島大橋への貨物船衝突事故によるものが多いと思われます。しかし、平成30年度に減額されてもなお、ほかの市町に比べて金額の面では多額の基金が積み立てられています。

まず、本町の財政調整基金の金額が、ほかの市町村と比べてどれくらい多いのかを見ていきます。総務省が全国の市町村の平成29年度末の基金残高を調べたものによりますと、例えば、山口県内の19の市町で比べると、岩国市、下関市に次いで3番目に本町の財政調整基金の金額は多くなっています。県内のほかの11の市よりも県内全ての町よりも周防大島町の財政調整基金は多いのです。

もう一つ、財政調整基金の適正規模というのがあります。これは目安のようなものであって、法律などで規制されているものではありません。しかし、多くの市町村では標準財政規模の5%から20%の間で財政調整基金を積み立てている自治体が多いと総務省のホームページにも書かれています。

県内の19の市町の平成29年度の決算カードを見て、そこから標準財政規模をはじき出してみました。そして、その適正規模と言われている中の最高の額である標準財政規模の20%に比べて、各市町が積み立てている財調の金額がどうなっているのか調べてみました。

そうすると、適正な財調の規模とされる最高の値、つまり標準財政規模の20%よりも、周防大島町は3.18倍も多くため込んでおり、県内19の市町でトップになります。

私は、この基金は、本来なら毎年度、例えばお年寄りのための施策や子供たちの教育環境の充実、イノシシ被害に対する予算など町民の皆さんの暮らしや福祉、教育の向上、産業の発展に充てる財源として使うべきであったのであり、それがされないまま、または不十分なまま多くの積み立てがされているのではないかと思うのです。

一方で、今議会の補正予算では、大変評価される施策もあります。保育料と幼稚園の利用料、副食費について消費税の増税を機に、国が一定の財源的な措置を行うことにあわせて、その国の制度から外れる方に対して、町費で独自に保育料に対する補助を行うことによって無料化するものです。大変いいことだと思います。評価させていただきます。消費税の増税による保育料等への国からの補助制度はとても不十分であり、かえって不公平感が出たり、かえって負担が増すところになるところを町費で上乘せをして公平にし、幼児・福祉行政にとっても、若い人たちの暮らしを応援することにとっても、大変歓迎されることです。こういうことにこそ財調は今までも使われてくるべきだったと思います。

この保育料等に対する施策は、財調の取り崩し分でなされたわけではないようですが、もっともっとさまざまな行政サービスに対して、この財政調整基金を財源として使うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

例えば、今懸案の事項である町立病院等の再編計画、医療や介護に対する財源として使うべきです。どう使うかは慎重に考えることはもちろんですが、今の財政調整基金は、本町にとって多過ぎであり、町民の行政サービスの財源に充てることを求めます。

こう言うと、いつも財調は必要ですと主張されます。私は、ある程度の財調は必要だと思います。全て要らないという主張ではありません。一体、周防大島町として何を基準として、幾らまで財調を増やしていくおつもりなのかもお伺いをいたします。

次に、やすらぎ苑の廃止計画について伺います。先ほどから議論がありますように、町立病院介護施設等の再編計画の議論については、今までもっぱら財政上の赤字をどうやって解消するかという議論が先行し、町民の方が安心して老後をふるさとで暮らせる医療・介護の環境をつくっていくためには、どういう病院、介護施設がどれぐらいの規模で必要かという町民の暮らしに寄り添った観点の議論は、後継に追いやられてきたと思います。

そこできょうは、やすらぎ苑が地域の介護施設として果たしてきた大事な役割とその必要性和

いう観点から議論していきたいと思います。財政上の問題は、財調の議論とリンクさせていただきたいと思います。

やすらぎ苑は大島地区、久賀地区の方が多く利用している介護施設であり、通所でリハビリを利用している方々にとっても、この地にあるからこそ利用者に喜ばれ、介護サービスの拠点にもなっている町立の施設です。町立の施設でなければできないサービスも行われており、これが廃止されることは、地域の介護サービスを必要としている方々にとって、新たな負担を強いることとなります。介護行政の大きな後退にもなり、廃止計画の再考を求めるものです。

病院事業改革等特別委員会で各施設を回ったときにも、病院の経営は、国の財政的な動向に左右される部分が大きいという意見が出されていましたが、介護施設においてもそれは同じことが言えます。介護行政においても、2015年には過去最大級、2.27%の介護報酬の引き下げが行われました。このことによって、東京商工リサーチの調べでは、2017年に老人福祉介護事業者の倒産件数が過去最高になっています。介護報酬は、これまで2003年、2006年、2009年、2012年、2015年、2018年にそれぞれ改定されてきました。この6回の改定のうち3回は、明らかにマイナス改定です。それ以外に2012年は、交渉は1.2%のプラス改定でしたが、実質的には0.8%のマイナスになったとされています。

こうした介護報酬の引き下げは、相次ぐ医療や介護、社会保障に対する法律の改悪によって根拠づけられてきました。2013年12月に成立した、いわゆるプログラム法、そのプログラム法に基づいて、翌2014年には医療法や介護保険法など一括して改悪した医療介護総合確保法などがあります。詳しくは申す時間はありませんが、これらは受益を負担の均衡と言いながら、国民の保険税、税などの負担を増やし、自助と自立をうたい文句にしながら、医療、介護、社会保障に対する国の予算支出を大幅に削減するという中での介護報酬の引き下げでもあったと思います。

病院、介護施設の赤字は、こうしてつくられたものです。かねてより、石原管理者も、やすらぎ苑は、たとえ満床でも赤字になると発言してこられましたけれども、まさにこれは国の責任を放棄していることをあらわしていると思います。憲法25条2項には、国は全ての生活部門について、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上に努めなければならないとあるように、どんな老健施設であれ、第一義的には国が責任を持つべきです。町はその事をきちんと国に要求していくべきです。やすらぎ苑の赤字は、現場で働いている職員が悪いわけでもなく、町民が悪いわけでもありません。にもかかわらず、今回のやすらぎ苑の廃止方針は、もっぱら利用者や職員にその責任を負わせようという廃止計画であり、断じて承認できません。このことを最初に表明しておきます。

今回、やすらぎ苑の廃止に伴って、東和病院に新たに介護医療院を2022年3月からベッド

数を48床でスタートさせるという計画が発表されました。これをやすらぎ苑の廃止に伴う入所者の受け入れにも充てるという計画のようです。これについても、2回目以降にいろいろ伺っていきますが、介護医療院のような病床を新たに設置することについては異存はありませんが、しかし、それで果たしてやすらぎ苑のかわりになり得るかどうかは疑問があります。それは、やすらぎ苑が今の場所にあって、この地域の方々に親しまれ、また実際に貢献してきたことです。つまり、この場所に町立の老健施設があることで、介護サービスに大いに役立ってきたことを見れば、東和病院に介護医療院ができるからというだけで、やすらぎ苑を廃止しても大丈夫だということにはならないと思います。

例えば、やすらぎ苑での通所サービスです。やすらぎ苑に通いながらリハビリを受けている人が廃止されたらどうなるのか伺います。

8月5日の施設からの委員会の聞き取りでは、この通所リハについて、大元部長は通所リハの提供は病院でないと難しい、さざなみ苑に集約できないか検討中であると議事録にあります。通所リハが病院でないと難しいと言いながら、さざなみ苑に集約をする、検討するという意味もよくわからないのですが、通所リハについてどのような計画か、具体的に伺います。仮に、さざなみ苑に集約するというのなら、さざなみ苑の通所定員は、現在20人となっていますが、これはどういうふうにするのか伺いますし、今のままの施設、例えば、風呂などの施設で大丈夫なのかどうかも伺います。

また、現在は週5日間、車での送り迎えがされています。老健施設の送迎は、デイサービスの場合と違い、脳梗塞などの重症な病気を患った方もいらっしゃると思います。そういう方々も含めて、一人一人送り迎えをし、今よりも何倍も長い距離を時間をかけてリハビリに通うことになると思うのですが、そういうことを考慮しての安全性も考慮してのことかどうかもお伺いをいたします。

いずれにしても、老健施設は基本的には在宅に帰れるようにすることを目的にした施設ですから、通所のリハビリもスタッフの方々が工夫しながら頑張ってくられました。リハビリによって、御自宅で入浴ができるようになったり、あるいは介護度が軽くなったという例もあると伺っています。こうした努力によって、介護に要する費用を削減し、町民の皆さんに対する介護サービスに貢献しているのです。

このような職員の方々の介護のプロとしての御努力が、やすらぎ苑が廃止されることで同じような介護サービスとして、この地域で、小松、旧大島地域で、その質、内容も含めて引き継がれるという説明もないし、介護サービスが後退するという不安の声が大きいと思います。特に、地域の方々にとっては大きな問題であり、丁寧な説明が求められています。

町は、このあと、町民の方々に対する説明会を行おうとしています。このことに関しても、特

に伺いたいのは、もう決まったことだからという言い方をすべきではないということです。町の主権者は町民の皆さんです。議会はその代表機関に過ぎません。議会の多数の意見と、主権者である町民の多数の意思が同じになるとは限らないのです。それは中学校の統合の問題でも、保護者や生徒の多数の意見と同じではなかったことから明らかです。議会の多数の了解を得た、病院との話し合いを行った、だから実行するんだといういつもの町のやり方で説明会を進めるのではなく、やすらぎ苑を利用する町民の意見を最大限尊重することを求めます。

仮に、これからの町民説明会で廃止に対する反対意見が出た場合、それを尊重して、それが多数の場合は検討し直すという前提に立っていくことも考えるべきだと思いますが、その点からもお伺いをいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 0 時 05 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

砂田議員の質問に対しての答弁からお願いいたします。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） それでは、砂田議員さんの御質問の中の財政調整基金の問題についての御質問について、まず私のほうから答弁をさせていただきます。

さっき田中議員さんの質問の中で、当直医の数のことを間違えて、勘違いしておりましたので訂正させていただきますが、365日、当然夜勤の当直医が要ります。そして52週ですから、土曜日の52週が要ります。もう一つ、日曜日の52週も要るわけです。済みません、52を二遍カウントせんじゃあいけんかったですね。そしてさらに二十数日の祝祭日があります。ですから約500日弱になると思うんですが、それだけ当直医が要るわけですね。それが東和病院、橘病院、大島病院と3つもあるわけですから、ものすごい数の当直医さんが要ります。ですから、先ほど言いましたように、当然、現在おる勤務医だけで回すということは不可能なので、外から当直医を雇用してくるかお願いしてくるということになりますから、ものすごい数なんで、ですから3病院どこが、例えば当直が要らなくなっても約500弱の人員費は浮いてくるということになります。一番影響が少ないのが橘病院かなというふうに思っておるところでございます。ここら辺はまた、田中議員からも検証をとということでございますので、精査した検証をまたお出しをしたいと思います。

砂田議員さんの、財政調整基金についての御質問でございます。

周防大島町の財政調整基金の残高でございますが、おっしゃられたとおり、平成29年度末に

おきましては、58億8,461万3,000円となっております、県内の市町村では岩国市、下関市に次いでの高となっております。

また、全国で申し上げますと、町村は926町村中11番目、市町村でも1,741市町村中197番目の基金残高となっております。基金が相当積み上げられておるということは間違いないと思います。

これは、合併による国の財政支援と合併の効果、特に合併の効果の中でも経常経費であります人件費と公債費の削減効果、これによるものでありまして、議会議員さんをはじめ多くの方々の御理解と御協力の賜物であり、ここについては良くできたという額であろうと思っております。

人件費のことにつきましては、当然ながら、合併前には56名いた議員さんが今現在14名ですから、議員さんの人件費も相当大きく人件費の削減に貢献しているということは間違いないと思っております。町の職員も380から240ですから、マイナス140人ぐらい出ております。具体的に言えば、もう全然その人件費と公債費のことが明らかなんですね。実は、平成17年の当初予算の人件費は28億円でした。そして今年度の当初予算の人件費は17億7,000万円ということですから、これをむしろ反対に、これだけの人件費の削減ができておるのに財調にたまっていなかったら何に使うたんかということになるのではないかと思います。

もう1点申し上げたいと思いますが、公債費ですね。公債費というのは町債の償還額のこと、借金の返済額のことなんですが、平成17年の当初予算では31億3,000万円でしたが、今年度の公債費は18億円ということですので、借金の返済額も単年度で31億円あったものが18億円になってきておるということですので、当然のことながら、これは基金に積み上がる一つの要素であるというふうに思っております。

これらを分析してみますと、確かに基金の残高は大きなものになっておりますが、合併したことと、先ほど言いましたように、合併したからこそ人件費も削減できている。そしてまたさらには公債費も削減ができておるということで、それらのことを考えますとむしろ、総額が多いか少ないかちゅう議論は別にしまして、合併の効果としたら、実際にはもっともっと積み上がるべきではなかったんかなというぐらいの気持ちでおるわけでございます。しかしながら、その合併の効果ももうどんどんこれから薄れてきますし、なくなるわけでございますから、今現在、瞬間報告とすればちょっと確かに大きく見えますが、これからは大変厳しい状況になってくるというふうに思うわけでございます。

その理由をもう一つ申し上げておきたいと思いますが、平成17年の当初予算の地方交付税が82億9,000万円だったんですね。それが現在、ことしの当初予算は73億6,000万円という地方交付税ですから、当然ながら、これから先この73億円が維持されるわけじゃありませんし、これから地方交付税がどんどん下がっていく。当然人口が減ってくると、町税の13億円

も減ってくるであろうというふうな予測を立てますと、今、財調を軽々しく何らかに使ってしまうということはできない問題ではないかというふうに思っております。

さて、財政調整基金の設置目的についてでございますが、必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充て、もって町財政の健全な運営を図るというふうになっております。これからは必要やむを得ない理由が生じてくるのではないか、そのときのためにも財政調整基金はきちんと確保しておかなければならないというふうに思っております。先ほどお話がありましたが、通常、財政調整基金の残高は標準財政規模の20%が目安というふうに言われておるのは聞いております。財務省が財政指標としておるわけでございます。済みません。目安と言われておりますが、財務省が財政指標として4つの財政指標を出しておりますが、積立金等月収倍率というのも出しております。これにおきましては、周防大島町は全国の町村数値とほぼ同程度の7.7カ月分という数値も算出されておるところでございます。

この積立金等月収倍率とは、歳計現金や基金等が行政経常収入の何倍あるかを示す指標でありまして、家庭で言えば家庭の定期預金が、毎月入ってくる収入の何倍あるかというような意味であろうと思いますが、それは資金繰りに係るリスクに備え、どれだけの厚みを持って資金を積み立てられているかを示したものであって、7.7カ月という数字が出ております。

この数値につきましては、財政調整基金のみではなく、他の基金も含めたものでありまして、全国平均の数値も年々上昇しておりますが、この状況は、合併市町村が普通交付税の合併算定替の特例措置が終了する時期、これを迎えることから、各市町村が備えとして基金の積み立てを実施していると推測されるところでございます。ですから合併したところでは、当然ながら特例措置が終わる前に少しでも基金を造成しておこうということではないかと思っております。周防大島町におきましても、主要の一般財源であります、主要のですね、主要の一般財源であります普通交付税が、特例措置が終了することや国勢調査人口に伴う大幅な減額が見込まれているところでございます。

以上のことから、財政力も低く、過疎化の著しい本町としましては、他市町と比較すると多額と思える財政調整基金の残高につきましても、行財政改革が道半ばの状態であること等を考慮すると、ため過ぎということは考えがたい状況と認識をいたしております。

平成30年度におきましては、平成30年7月豪雨災害や大島大橋への貨物船衝突事故など、普段は予想し得ない災害に見舞われ、特別な財政需要が生じたところでございましたが、財政調整基金により対応できた状況ということになっております。

なお、財政調整基金を幾らまでためる予定かという御質問でございますが、特に幾らまでという定めはしておりませんが、今後はなかなか、もう積み立ては難しい状況になってきておるのではないかというふうに思います。減債基金をはじめとする他の基金の積立金等も考慮する必要は

ありますが、さらなる行財政改革や基金に頼らない、当初予算で基金を取り崩さなくても済むような基金に頼らない財政運営に取り組むことで、現在の基金残高を維持しなければならないと考えております。

このことについてもそうなのですが、実はこれは、合併してから15年という長いスパンで財政調整基金も積み上がったものでございまして、実は合併の年、平成16年の決算でいいますと周防大島町の財政調整基金は6億4,700万円だったんですね。それでまさに財政危機だということで、当時の町長でありました中本町長は、みずからの給与を10%カットして行政改革の本気度を示すんだということで、町長以下、私も副町長でございましたが、私が5%、町長が10%カットして、その本気度を示したというところでもございました。というようなことでありますので、これからは基金を積み増すというような時代でもありませんし、また、議員さんから先ほど御指摘いただきましたが、財政調整基金は積むのが目的ということじゃありませんで、それはきちんとした財政需要に応じていくためにも財政調整基金を活用するということについては当然のことだと思っておりますのでございます。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 砂田議員さんの、町立やすらぎ苑の廃止計画についての御質問にお答えいたします。

やすらぎ苑は平成9年度に開設されました。その後、介護保険制度が始まり、要介護状態と認定された利用者に対し、利用者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護サービスを提供することを目的とした施設サービスを提供し、また、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とした通所リハビリテーションも提供している施設です。議員さんがおっしゃられますように、やすらぎ苑が廃止となりますと、利用されている方やその家族の方の負担は大きくなると思います。

その対応としては、廃止後の施設サービスについては、介護老人保健施設さざなみ苑や町立東和病院の病床を転換して開設する計画としております介護医療院が受け皿となると考えています。現在、やすらぎ苑には大島地区、久賀地区、橘地区、東和地区の方が入所されておりますので、その中でも大島地区の方が多数ですので、御家族の面接等御不便になることが考えられます。

また、通所リハビリにつきましては、介護老人保健施設さざなみ苑が受け皿となると考えています。

周防大島町の人口減少に伴い、将来にわたっての医療需要や介護需要の減少が見込まれる中、継続して医療や介護を提供していくためには、今回の再編計画の実行が必要だと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

2点目の、仮に町民の方々から大きな反対意見が出ました場合、廃止計画の変更があり得るの

かという件につきましては、先ほども申しましたが、今回の再編計画案は周防大島町の人口減少に伴い、将来にわたって医療需要や介護需要の減少が見込まれる中、どのようにすれば継続して医療や介護を提供していくことができるかを考慮して作成しております。

やすらぎ苑は、地域住民の皆様にとって十分必要な施設だと思っておりますが、このまま事業を継続していくと病院事業局全体の経営への影響が大きいと、2022年3月末をもって廃止し、2022年4月に町立東和病院の西棟を定員48人の介護医療院へ転換することとしました。

東和病院の併設施設としては、介護医療院を開設することにより、やすらぎ苑の入所者の受け皿になるとともに、急変時の対応については現在より良くなるものと考えております。

住民説明会において、やすらぎ苑の廃止について反対もあると思っておりますが、町民の皆様にご理解いただけますよう、丁寧な説明をしていきたいと考えています。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 財調の問題から順を追ってお伺いします。

町長のほうから、町長も調べられたようで全国926の町村、11番目というふうにおっしゃったんですが、私が調べたのは12番目でしたが、11番目という厳しい数字を発言されました。町長も町の財政全般で財政健全化法の4つの指標ということをおっしゃった。これはとてもこの法律は2007年にできて、（発言する者あり）健全化法じゃないほう。いや、私が言うのは健全化法で言います。財政健全化法というのが2007年にできていますが、この財政健全化法の法律で新たに、各市町村に一定の数字を国に報告するように求められました。1つは実質赤字比率、連結赤字比率、それから実質公債費比率、それから将来負担比率とこの4つの数字を毎年町から総務省のほうに報告しろと、これが一定の数字になれば、直接もう総務省が財政の健全化について手を下すといえますか、指導に入るということで、これは従来の、かつて夕張市が財政再建団体に落ちましたあの法律の新しいバージョンということになるわけですね。

今回の議会で町長からというか、町のほうから、本町がこの将来負担比率が47%だという報告をいただきました。合併をしてもう15年になりますけれども、この間ずっと今町長が説明されたように財調は積み上がってきたと、一方ではいろんな行政改革として、町民生活のところでの私もいろんな予算や決算のときに反対討論なんかに入れたような住民サービスの低下というものも起きているわけですね。

合併をしたら、私が旧橋町議のころに各地域を回って、合併をしたらバラ色になりますと、4つの町が合わさって行政も本当に豊かになっていくんだと、サービスは高いほうに合わせて負担は低いほうに合わせていくんだという約束を各地域を回って、椎木さんも当時町の幹部として、合併協議会の幹部としても各地域を回られてそういう説明をされました。

今、合併して交付税が少なくなるからこの財調がたくさん要るんだと、これじゃまだ少ないん

だと、これを使う気もないと、まあ使う気はないとはおっしゃらなかったですね。住民サービスに充てていくというのはそのとおりだが、これが多いとは思わないと。先ほど私が申したような、いろんな指標に比べても、全国的にも多い財調であっても、それでもまだ心配だと。その心配だという要素について、どうもその、今町長が説明されたものというのは、ほとんどの町村であてはまることだと思うんですよね、合併をしたところは。地方交付税は少なくなります。

平成28年に周防大島町が総務省に対して財政調整基金の積み立てをする理由というのを、総務省にこういうふうに言っていますよね。町の職員を120人削減をしたことで8億円の積み立てをした。合併算定替により16億円減額になるためその部分を積み立てた。つまり、合併で国からいろいろお金が来るから、それを住民サービスに充てられるんですよって住民の皆さんには合併前に約束しました。だから合併したほうが有利になるんですよと。だけど町長の説明では、有利になった部分は貯金に充てていきましたと。それは15年後に地方交付税がたっと落ちるんでそのための財源にしますと。これじゃ約束と全然違うじゃないですか。合併をすることで皆さんの暮らしが良くなる、そのための財源として合併したらこれだけいい面がありますよ。算定替えがありますよ。借金をしても高率であとで返ってきますよ。だから合併したほうが断然有利ですよって説明をして浮いたお金は16億円、それは町長の説明では貯金に回しましたと。これじゃあ住民サービスのところには回ってこないという考え方になると思うんですよ。その貯金は、合併算定替が終わって本算定になったときにお金が要るので、そのためにためこみしました、積み立てました。これは約束と全然違いますよ。

さらに周防大島町は総務省に対して人口が減りますと。上下水道、病院等の特別会計も厳しいと。学校統合により通学費や統合のための改修費が要ると。インフラ整備が30年を経過しているので町道、漁港等新たな整備が必要だと。こういうものに充てますと。そのためにためますというふうに国には言っているじゃないですか。ちょっと説明とこれと違うような気がします、もう一度。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今の御指摘、御質問は、非常に直線的な数字の並べ方なので、ですから合併による効果ちゅうのは当然出ております。その合併の効果ちゅうのは、先ほど申し上げましたように、合併の支援とか交付税の上乗せの交付とか、たくさんそういう支援があったわけですから、当然のことながら、あるというのは時限的なもので、15年を最大として交付税の上乗せもあるわけですが、そのときに恒久的にずっと出し続けなければならないサービスを上げておってしまったら、そこで切れたときは、それじゃあやめるんかということになりますよね。そんなことは当然できないわけですから、例えば、今積み上がっておる財政調整基金というのは、今までのこの、たった15年の間に全部使うべき財源だというふうに思っちゃいけないと思うんです。

これは将来、今からわたってサービスをずっと継続していくためには当然必要だと。ただ個々に、個別に言うといろいろあると思いますが、例えば子育て支援を充実するとか、高齢者の対策を充実するとか、下水道含むインフラの整備をやっていかなければならないとか、これは合併してもせんでもやらんにゃあいけんかったわけです。

しかしながら合併したほうが、合併の効果である財源だけを活用しようちゅうわけじゃありませんが、例えば子供の医療費の無料化でも、または、今回10月からは子育て支援の一環として、全ての子供たちの保育・幼稚、そして副食費等を無料化しようとしておりますが、実はこれまでもずっとやっておったわけです。これまでも大体国が示しておった保育料の約半額を助成するというやり方をしてきました。これらも全て、要するにサービスの一つなんです。それがどの財源を使ってやっておるかということになりますと、結果的に財源のほうが多かったから財政調整基金に積み上げられたということでございますので、要するに財政調整基金に積んだ額をもってサービスが充実していないじゃないかというのはあてはまらないんじゃないかというふうに思うわけです。

ですから、これから先、私も県内の町村の財政調整基金の額を見ると、周防大島町と比べると大きな差がありますので、周防大島町の財政調整基金が少ないとかいうふうに思っているわけじゃなくて、ただ、これはいろいろな要素がありました。例えば平成22年、23年、24年ごろには年間8億円ぐらい積み上げた時期があります。これは合併だけではなくて、ちょうどあの当時の政府の方針が、民主党政権の3年間であったんですが、そのときに経済対策と称してから莫大な単独事業に対する支援をやっていただきました。本当に単独費は要らんくらい、町の単独費を持っていかんでも、ちゃんと国のほうが単独事業に予算をつけてくれるということがありましたので、当然のことながら財源は余剰が出る、それは積み立てに回すということになったと思います。ですが今、最近の状況を見ますと、そんなことは当然ないわけで、これからは標準財政規模が既にもう100億円から80億円台になっておるわけですから、どんどん交付税が減ってきておるといことになるわけで、これからは将来の安心安全対策、そしてまたサービスの向上じゃなくて今のサービスを維持するということに対しては、やっぱりこの財政調整基金を確保しておくということは、非常に必要なことだというふうに思います。

はじめの1回目の質問のときに、財調の基金を使って、例えば老健の廃止の赤字分を補填するとは言いませんでしたが、そういうふうなものにも使えるんじゃないかということがありました。が、いずれにしても財政調整基金を崩して財源に充てるということは、非常に突発的なことでないはずではないかというふうに思います。というのは、財政調整基金というのは毎年ずっと積み上がってくるものじゃなくて、今あるものを非常時には使うけども、実はその、最近はずっと当初予算のときに財政調整基金を崩してから予算組みをしておりますが、本来それはちよっ

と、財源不足ということを明らかにしておるわけですから、そんなことがあっちゃあいけんのだというふうに思いますが、そういうふうな状況から見ますと、財政調整基金が若干多い状況にはあると思いますが、それを経常的なサービスに向けていくのはいかがかというふうに思っておるところでございます。

ですから、確かに合併をするときの説明には、サービスは高く、そして負担は今以上に上げないというような言葉で合併の説明を歩いたということも事実でございますが、合併したことによって全部が片がつくかということにはならないと思いますが、しかしながら一つのこの基金を造成しておるということについては効果が出ておる。それをためなければならぬがためにサービスを上げなかったというふうな、何となしに言いぶりだったというふうに思うんですが、そんなことはないということは十分検証していただきたいと思えます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 先ほど田中議員も検証という言葉がありました。私はこの財政健全化法というのができて、財政健全化法というのは今までは一般会計だけを検証していくというのが法律の趣旨だったんですが、この財政健全化法というのは今度は特別会計、公営企業会計がどうなっているかということも国がちゃんと検証していくと、各市町村のですね、それで一定程度公債費が多くなったり赤字が多くなったりしたら、直接国が口を出すよ。この直接国が地方自治体の意思に口を出すということそのものが私は憲法違反だと思いますけれども、そういう法律に変わってしまったことで、今回の病院の問題、赤字だから、とにかく赤字だから何とかしろというのは、やはり毎年の検証を国に上げなければいけない、一定程度の率になったら国が返済方法やら借金についても干渉するという、そういうふうになったから、そういうふうになったんじゃないかという疑いを持っていますが。

来年から交付税が一本算定になるということは、合併の前から、合併当時は10年でそうなるということだったのが5年間延びたわけですが、それはもう承知だったわけですね。

今、町長がストレートに有利な部分、私たちはあめとむちって言いましたけれども、15年たったら初めて合併のデメリット、合併の短所がそこからあらわれる、だからそれは不利だから合併はやめたほうがええよというのが私たちの意見でしたけれども、不利になることを見越して財調をためて、それが何やかんやの、それはそれだけじゃないと言いながら学校を減したり、今度は病院を減したりという、私この問題で、委員会でも夕張市のようになるんじゃないかと、このままほうちよつたらね、という意見が出たので夕張市のことを調べました。

もう時間ないので余り長く言うつもりはないですが、夕張市の教訓を私に言わせれば、夕張市はもう、将来負担率は周防大島は47%ですが、夕張市は500何%ですからね。今でもこの財政健全化法に基づいた財政健全化計画というのを議会ごとに変更変更で、ものすごい量の健全化

計画をつくっておられるようですが、結局、夕張市は国のそういう干渉に基づいて学校を減す、病院を減す、公民館を減す、もともと住宅やら公民館は黒炭という、石炭を掘る会社が持っていたので、それを500億円かけて夕張市が買ったりとかですね。そういうことをしながらなおも町民の負担を減し、行政サービスをどんどん減していくことによって、最高で10万人以上いた人口は今7,900何人に減っている。それは炭鉱が全部なくなったんだから、がばっと減るのは当たり前ですが、それを差し引いてもなお、やっぱり住民がそこへ住み続けられるような町にしていくにはどうするのかという、その観点はやはり必要だと思うんですよ。

やすらぎ苑をなくしたほう……、この次の問題にちょっとまざってしまいますが、病院をなくしたほうが、学校をなくしたほうが継続するんだという理屈が、私には理解できないですね、そこは。やすらぎ苑をなくせば必ず大島で老後を迎えようという人はそれ少なくなりますよ。学校を減せば、大島で子育てをしようという人は少なくなりますよ。そうやって人口減少が起こると私は思います。

夕張市の教訓を引き出すとすれば、そこに実際に住んでいる人たちが、本当に住みやすい町をつくっていくと、それは何なのかというところから考えなければ、財政健全化法というのは、これもやっぱり財政だけです。町民の生活がどうなろうと財政さえ健全化すりゃあそれでいいんだというのがこの法律であって、だからこの財政健全化法の率を出す計算根拠の中には、役場の職員が全員、病院も含めて、全員一遍にがばっと零人になったとき、全員やめたときに幾らお金が必要かというのが計算根拠の中に入っているんですね。こんなありもしないようなことを計算根拠に入れて、こんな数字を出したって、余り参考にはならないように私は思います。

もう時間ないので、やすらぎ苑のほうに行きますが、やすらぎ苑については、さっきの御答弁でさざなみ苑の通所の定数はどうなりますか、今20ですが、さざなみ苑に集約するということであれば20人でそのままいけるのかどうか。

それからお風呂とか、週5日やすらぎ苑でやっていたものを、さざなみ苑のお風呂でさざなみ苑も今まで20人の定員でやっていたものを、さらにやすらぎ苑からさざなみ苑に集約しても、そういう通所リハのサービスはそのまま行えるのかどうか、その点はいかがですか。

○議長（荒川 政義君） 大元総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 砂田議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

さざなみ苑は定員20名でございますけども、現在のさざなみ苑の通所リハビリテーションは1日平均9名でございます。その関係で、例えやすらぎ苑の今利用されている利用者さんがさざなみ苑のほうへ移行されても問題はないというふうに考えております。ただ、送迎車両と運転手さん等の人員配置も考えないといけないというふうには思っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（４番 砂田 雅一君） 送迎についてです。

定員は２０のままで、送迎については今から運転手さんとその体制を考えていくということになりますか。

さざなみ苑は定数２０で今９人だから、定数２０のままで仮にこれが集約するということで増えたりした場合はどうなりますか。そのまま様子を見て考えるということですか。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 運転手さん等の人員につきましては、なるべく介護福祉士さん等が余剰を生む可能性もありますので、それを兼務しながらの対応を考えていきたいというふうに思っているところです。

あと定員が増える可能性については、現状でははっきりしておりませんので、増えるような状況になりますと検討していきたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（４番 砂田 雅一君） やすらぎ苑は今まで、周東病院だとか岩国医療センターなんかから退院をするときにその受け入れ、特養とか在宅になる前の状態で受け入れたりしているようですが、おそらくそういう人は大島地区とか、やすらぎ苑に比較的近い方がそういうふうにされるというケースが多いんじゃないかと思うんですが、そうすると、今度やすらぎ苑がなくなると、そういう方の受け入れは、やっぱりさざなみ苑とか今度の東和病院にできる介護医療院とか、そういうところになるわけですね。そこはどうしますか。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 議員さんのおっしゃるとおりで、やっぱりさざなみ苑、東和病院の介護医療院等を受け入れ候補として考えていくことになるかと思います。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（４番 砂田 雅一君） だけどそうすると、安下庄やら東和まで行くほどなら柳井とかその辺の近くに、もう大島に帰らなくて、そこに入るという選択をする方が当然出てくると思いますが、そこはどう思いますか。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 現在でも１０人から２０人、外の老健に行かれています。先ほど言いました周東病院や岩国医療センターは、この前から医療制度が変わって在宅に帰るということで、非常に老健やすらぎも少なくはなってきました。逆にそのあおりを受けて、大島病院のほうとか東和病院のほうに周東病院とか岩国医療センターから来る人も少なくなってきた。在宅扱いになっていないと。

今もう一つ、やすらぎのかわりに介護医療院というのを、介護医療院は在宅扱いになるという

こともあって、受け皿としてはいいのではないかと考えています。砂田議員さんが言われる、確かにやすらぎがなくなって、光輝に行ったり、よそに行くのではないかという心配はしていますので、逆に受け皿として東和に介護医療院をとということも、これは砂田議員さん最初のころからもう、やすらぎやめたときにサテライトにしたりとかいうので、いろいろサジェスチョンいただきまして、結局、介護医療院で受けるというのが一番今のところはいいのではないかと考えて、今は逆に、やすらぎがなくなったときに一番回転よく大島・東和の急性期から地域包括ケア病床に行って、ちょっとど忘れして済みません、ケア病床に行ってそして介護医療院に行く、そうすると在宅扱いになってかなり回るし、それで介護医療院におられる人でもうちょっとたった人は特養に行ってもら。特養には早めに行ってもらうほうがうちとしては非常に回転が良くていいんで、その辺の回転が良くなれば今の収益もかなり上がるのではないかと考えているんです。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員、時間が過ぎておるんで、最後のまとめにして。

○議員（4番 砂田 雅一君） はい。まとめということには難しいですが、先ほどの要するにもう決まったこととして町民に説明会に臨むのかどうかということについては、丁寧な説明をするというだけで、そうではないという答弁ではなかったんですが、やはりここは、ここはというか、これはもう決まったことだからのめということで町民説明会に臨みますか。

それともう1点だけ。やすらぎ苑の受け皿として考えていると言うのであれば、介護医療院の1型と2型というのがありますが、1型を選択したということですが、1型がむしろ重症の方が入所する形になっていて、2型がいわゆる老健のかわりとして国はつくっているわけですが、なぜ老健、固定した人が入れるのが2型というふうになっていますが、なぜそうじゃなくて1型になったのか。それと説明会のことだけ済みませんが。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） いろいろ検証した結果、収入も考えてやはり1型でないところと、あとは1型のほうが職員の雇用も少し多くなるので余剰を考えなくてもいいということもあって1型ということ。

説明会に関しましては、議員さんにはいろいろ言いましたが、今までに検証し、職員とかいろいろな説明会をやった結果、現状ではこれしかない。第1期の改革としてはこれしかないと思っているので、この案がやすらぎから崩れると全て崩れるので、この案であしたの全協で了承していただければと思っています。ここが崩れたときにはもう最初から全くないというものもあるのが正直なところと思います。

○議長（荒川 政義君） 以上で、砂田議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、1番、藤本議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） 議席番号1番、藤本浄孝です。一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。

毎年のように申し上げますけれども、133年前の本日、明治19年9月24日に大島地区郷の坪において110名の方が命を落とすという郷の坪大災害が発生したのが、このきょうという日であります。大島町誌によりますと、降り続いた雨による土石流災害であり、集落の惨状が記されています。当時は、現在のように広く報道されることはなかったと考えますが、今においてもこれだけの犠牲者が発生する災害は実に大きなものです。郷之坪の県道にも洪水の記念碑がありますが、歴史に学び、災害を防いでいくことの重要性を考えさせるものであります。

それでは、このたびの第3回定例会に際し、一般質問通告に2項目の質問を上げさせていただきました。質問と趣旨内容について述べさせていただきます。改めてよろしくお願いいたします。

まずは、小児インフルエンザの予防接種助成についてであります。主に、子供における季節性インフルエンザ予防についてであります。

インフルエンザ予防については、現在、高齢者はいわゆる定期接種として法律に基づいた補助対象であります。子供は定期接種のいわゆる補助や助成の対象ではありません。13歳以下の子供は、定期接種ではない任意接種である上に2回の接種が必要であります。よって、各家庭での費用負担は大きいものがあります。インフルエンザの予防接種の費用は山口県平均で3,515円という情報があります。生後6カ月から12歳までは2回の予防接種が求められ、子供の人数によって家計への負担が増えるところです。そして、乳幼児期のインフルエンザ感染による高熱は、脳症や髄膜炎、肺炎等、重症化する恐れもあり、後遺症となってその後の生活に影響を及ぼすことがあります。

保育所や小学校等の集団生活での感染を未然に防ぎ、重症化を防ぐためにも、小児インフルエンザ予防接種は必要であり、学級閉鎖の減少、子供の看病のために仕事を休む保護者負担の軽減、加えて保護者世代の職場での感染防止や欠勤を防ぐという効果もあると考えます。予防、発生、感染等の情報提供の対策も含め、子育て支援としてのインフルエンザ予防接種の拡充について、今後の取り組みについて伺います。

2つ目の質問は、屋代川流域環境保全の進捗状況についてであります。

先般より防災の観点から、町内の河川、特に屋代川流域の環境保全・改善について町の方針を伺っているところであります。

県が管轄する河川については、県に対する要望を重ねていくとこのことでありましたが、浚渫や樹木伐採が必要と見られる危険な箇所についても現状はなかなか変わらないものがあります。

既に、一部地域では地元有志者による樹木伐採が行われ、環境保全に努められ、危険箇所を住民目線で報告するという動きがある中で、地元の思いが管理者、これは県であります。伝わっ

ているのかなと心配をする声も聞かれます。これらは河川管理に限らず、県道などにもあてはまると考えます。

現状において優先度や緊急性をどのように把握し、どのような過程を経て対策がなされるのかということとともに、今後の取り組みについて伺いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 2点の御質問をいただきました。小児インフルエンザの予防接種の助成について、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

もう1件のほうにつきましては、担当の部長のほうから答弁させます。

現在、我が国で行われている予防接種には、予防接種法に基づき市町村が接種主体となって行う定期接種と言われているもの、それと法の対象となっておらず、被接種者と医師との相談によって判断し行われる任意接種と、この二通りになっておるわけでございますが、この定期接種にはB型肝炎、ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、4種混合——百日咳、破傷風、ジフテリア、ポリオとが4種混合ですが——それに麻疹、風疹、水痘、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス感染症、そして高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球菌感染症が定期接種となっております。

また、任意接種のほうでは、季節性のインフルエンザ、おたふく風邪、ロタウイルス等がありまして、その費用は原則、本人や家族が負担することとなっておりますが、ロタウイルス、おたふく風邪につきましては、本町は、子育て支援任意予防接種助成事業として、既に接種費用の半額を助成しているところでございます。

なお、定期予防接種で健康被害が生じた場合には、予防接種法による予防接種健康被害救済制度によりまして救済措置がとられることとなりますが、任意接種の場合は、医薬品副作用被害救済制度に基づく救済措置となりまして、その補償等が低くなっている現状であります。

さて、インフルエンザは、急性呼吸器感染症で、感染力が強く、一旦感染すると周囲に感染してしまうことがあります。合併症がなければ2日から7日で治癒いたしますが、インフルエンザは流行が急速なこと、また罹患率も高く、特に高齢者における肺炎、小児や成人で急性脳症等の合併症を併発した場合には重篤になりやすいことなどから、感染症の一つに位置付けられております。

現在、本町が実施しているインフルエンザの予防接種につきましては、予防接種法の規定に基づき、65歳以上の高齢者等を対象に、接種料は4,950円で、自己負担金を1,490円とし、残りの3,460円を公費負担として助成を行っております。

御質問の、子供のインフルエンザ予防接種の助成につきましては、乳幼児、小中学生の子供たちはインフルエンザにかかりやすい年代であり、集団生活をしているため、集団発生しやすく、

重症化を予防するためにも、予防接種は重要であると認識をいたしております。

しかしながら、インフルエンザワクチンは、インフルエンザの発症の予防することや発症後の重症化を予防することに関しては一定の効果があるとされていますが、ポリオや麻疹風疹のワクチンほどの高い発症予防効果はないというふうなことから、平成5年までは法定の定期接種として実施されておりましたが、——定期接種ですね——されておりましたが、平成6年から任意接種となったところがございます。

また、本町におきましては、既にゼロ歳から中学校3年生までの子どもの医療費の所得制限なしでの無償化を実施していることなどから、子供のインフルエンザの予防接種費用の助成につきましては、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

なお、インフルエンザの予防につきましては、常日ごろからバランスのよい食事や十分な休養をとること、手洗い・うがいの励行、飛沫感染を防ぐマスクの着用等に心がけていただき、また、高熱や全身倦怠感など、インフルエンザ発症が疑われる場合には、登校を控えて医療機関を受診するなど、感染拡大等を未然に防ぐことも重要となります。

今後も、町民の皆様に対する健康管理や予防対策の普及啓発をはじめ、地域における流行状況の適切な把握による関係機関への周知など、適正かつ迅速な対応を図ってまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 藤本議員さんの、屋代川流域環境保全の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

県の管理する河川について、優先度や緊急性をどのように把握し、どのような過程を経て対策がなされているかということと、今後の取り組みについて伺うとのことのお尋ねでございました。

屋代川等の県の管理する河川の浚渫等の維持管理については、県に対し予算を確保して早期に改善するよう要望を重ねていくと以前お答えしていますとおり、県では堤防、水門及びダム等の河川管理施設や、砂防施設の機能維持や機能回復等のため、河川の維持・補修等の適切な実施に努めていただいております。特に屋代川につきましては、県が委託した河川監視員が河川の巡回を実施しております。

また、県からは、河川の巡視点検結果や背後の土地利用状況等から、治水上の緊急度等を勘案の上、優先度や緊急性の高さを総合的に判断しながら堆積土砂の撤去等を実施していると確認しております。

今後の取り組みといたしまして、町といたしましては、引き続き予算確保に努めていただくよう県当局に要望してまいりますので、皆様方の御理解、御協力をよろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本議員。

○議員（1番 藤本 淨孝君） ありがとうございます。

まず、小児インフルエンザについて質問させていただきます。

先ほど町長よりインフルエンザの説明、また、その背景について御説明をいただいたところがありますけれども、現状としまして、なかなか法律における定期接種では今のところインフルエンザではないということなので、難しいところは承知をしておるんですけれども、周防大島町では今現在、再編交付金によるちびっ子医療助成事業、そして中学生医療費助成事業というものがありまして、子供もゼロ歳から12歳までの子供たちがおりまして、例えば小学生以上の子供がインフルエンザにかかった場合は、病院に無料でかかることができ、お薬ももらうことができます。反して、予防注射を打とうと思うと3,515円掛ける2という金額がかかってくるので、予防注射がなかなか浸透しないという現状があります。

そして、大きな子は病院に行けばいいというような中で、小さい子たちは、例えば3歳未満の子供というのは、潜伏期間の間に乳幼児に移ってしまうというような状況があります。

これは周防大島町の医療費助成事業というのは大変すばらしいものであるんですけれども、かえってそれが、親御さんにとっては、予防注射は費用がかかる。例えば、感染をしまして病院に行ってしまったほうがお金がかからないという、そういう実は矛盾があるように思えるところであります。その解決としましては、やはりしっかりとインフルエンザの予防注射が大事であるということを啓蒙、お知らせをしていただくということが一番だと思います。

助成といたしましたがけれども、これは全額助成をということではなくて、それは、小さい子供たちが重症化しないようにしっかりと予防注射を打ってください、それをお願いをしますという意味での少し助成ですとか、そういったものがとれば良いのかなと思いますので、そのあたり、またいかがかと思います。御意見をいただければと思います。

そして、屋代川のほうなんですけれども、こちらもずっと県のほうに要望をいただいているということでお話をいただいておりますけれども、先般、千葉のほうでありました台風15号の被害、停電が長く続いておりますけれども、あちらも事前の自治体による取り組みというものが指摘をされておりました。ともすれば地道に準備、対処、自治体が準備をしておっても、台風や豪雨が来なければ、そのまま、ああ良かったということであるんですけれども、これは町民の命を守る取り組みとして大切なものであります。

そのような中で、例えば今県が主に管理を担っている河川ですとか県道でありますけれども、今後、町に全て委託ということはないと思いますけれども、周防大島町が要望をもっとうまくしていくというようなことをする中で、どのような工夫があるのかなというふうなことを思いまして、今後どのように取り組んでいかれるかということも含めて御意見をいただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 藤本議員さんのほうから、集団発生を予防するとう観点からも、小さな子供さんに対して、全部ではなくても少しでも助成はできないのかと、こういう御質問とございますか、御要望があったわけなんです、先ほど少し町長のほうから申し上げたとおりなんです、少し分けて考えないといけない部分が、実はインフルエンザの予防接種というのはありまして、個人的に言いますと、インフルエンザの発生を個人的には予防する効果はあります。それから俗に言われるんですが、型が合えば症状が重くならないという要素はあるんだと。残念ながらインフルエンザの予防接種というのが、集団発生には非常に弱いと申しますか、どうしても集団発生をしてしまうというのは今の現状にあるということですから、現状、国はそれまで法律で定められた定期接種、法定の接種であったものを任意にしてきたんだと、——平成6年からですね——ということですので、子供さんが集団で生活するというのが保育園であったり小学校であったりということになりますので、集団発生を予防するというのは、どうしても誰かがうつったときは、現状のガイドラインは5日間ないし熱が下がってから2日ぐらいは休んでもらってと、こういう形で今ガイドラインを定められている状況なんです。ですから、なかなかそこが個人と集団とを一緒に判断をしていくというのが非常に難しい対応になりますので、保育園や小学校というのはどうしてもその集団発生をさせない、どうしたら集団発生をしないようにするかというほうが今は力点が置かれているという状況をまず御理解をいただいた上で、先ほども町長のほうから答弁をいたしましたけれども、今後、昨今で言ったら豚コレラとかいろんなことで今は殺処分という話ですが、どうもワクチン注射をとというようなことも言われておる現状があるようでございますので、国の動向も注視しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 藤本議員さんの、河川等の管理、維持管理について何か工夫というものはないかということでございましたが、自治会活動としてのそういう清掃あるいは整備等がありましたら、自治会の活動に対する助成というのがありますので、担当の総合支所と申しますか、そちらに相談していただけたらというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 藤本議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） ありがとうございます。

インフルエンザにつきましては、近藤部長から御説明をいただいて、いわゆる町のちびっ子医療や中学生の医療費の助成があつて、例えばインフルエンザにかかって医療機関を受診されてかかる費用と、それともし事前に、インフルエンザなので型が合わないとかつていうことはあるん

ですけれども、事前にインフルエンザの注射を打ったとして、かからない、重症化を防げた、その事例を例えば費用対効果で調査研究をしていただいて、ではどっちのほうの有効なのかということ調査研究を進めていただければありがたいと思います。

あと、林部長から御説明をいただいた件なんですけれども、これは県のほうに引き続き、県のほうも予算が少なくなっているということで私も話は聞くんですけども、調べましたら県の予算の中で河川整備事業、これダム部門なんですけれども、平成30年は43億円で平成31年は56億円というふうにちょっと増えているので、減ってる減ってるということではないと思いますので、ぜひ引き続き要望を重ねていただければと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、藤本議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後2時09分休憩

.....

午後2時18分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 7番、平野和生でございます。

通告どおり、1番、大島大橋の損傷事故について、2番、幼児教育・保育の無償化については、9月4日の議会初日に町長から質問より先に答弁がございましたが、やっぱり議会広報に載せて住民に知らせる義務がありますので、もう一回、改めてお聞きします。

もう早いもので、もう1カ月足らずで1年になります。大島大橋の損傷事故について、裁判の経過及び今後の見通しについて、現在のところ、わかる範囲で詳しく、詳しく説明してください。

あと、それに附帯しまして、去年の事故のあと、水とかを運んでかなりの方が入院したり通院しておるとお伺いいたしました。その折、橋の損傷に関して山口銀行さん、西京銀行さんをはじめ、各種団体、個人のほうから多大なる御寄付をいただいたと思います。その使い道等とか今考えておられたら御返答をお願いいたします。

2番目の幼児教育無償化、これは前から広田議員とともに訴えて続けてまいりました。今回は完全無償化ということで大変ありがとうございました。僕も安心して子供をつくれるというものです。

最後の町道の維持管理について、令和になってまとまった雨が降り、竹・カズラ等、やっかいな雑草木が道路幅を狭くしている箇所を随分と見かけます。どのような基準で各地域に予算を配分しているのかは存じ上げませんが、地域からの要望があれば補正予算での対応をお願いしたい

と思います。

また、法面などにある支障木等についても、大きな災害が起こる前に適宜伐採されるよう求めます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） それでは、平野議員さんの3つの質問のうち2つほど、私が答弁させていただきます。

大島大橋損傷事故について、既に御承知のこととは思いますが、2月の15日に責任制限手続が開始されまして、届出期間は6月14日までとの決定がなされたところでございます。本町では、6月10日に行政全体の損害額を2億5,867万7,292円といたしまして、広島地方裁判所に制限債権の参加届出書を提出いたしましたところでございます。

その後、7月17日に広島弁護士会館において制限債権届の第1回調査期日説明会が開催されました。提出のあった制限債権届出は全て留保され、調査は継続するとの説明を受けたところでございます。

このことから、令和2年1月22日午後1時30分から、広島地方裁判所において第2回目の調査期日説明会を開催するとのことでしたが、担当管理人からは今までの経験上、債権額確定までに5年程度を要した案件もあったとの説明から、早い段階での確定は困難な状況ではないかと考えております。

一方で、責任制限手続が開始されたことを受けまして、3月18日には本町、そして山口県及び柳井地域広域水道企業団の連名で、町民や事業者に多大な苦難と精神的苦痛を与えた加害船舶所有者に対しまして抗議文を発出いたしました。相手方からは誠意ある回答は得ることができませんでした。

こうした相手方の対応を踏まえて、3月29日に広島高等裁判所に責任制限手続開始決定に対する即時抗告の申し立てを行い、追って4月11日には即時抗告理由書を提出いたしておるところでございます。

その後、5月29日に相手方の代理人弁護士から準備書面が広島高等裁判所に提出され、本町及び柳井地区広域水道企業団代理人弁護士からも6月19日に準備書面の提出をいたしました。現時点においては大きな動きはございません。

今後、何らかの動きがございましたら、町民の方々には広報やホームページ等でお知らせをしていく考えでございます。

2番目の幼児教育・保育の無償化についてでございますが、幼児教育・保育の無償化につきましては、先般の行政報告におきまして、国の制度の概要及び町の方針について説明をさせていた

だいたところでございます。

町の方針を述べさせていただく前に、繰り返しになりますが、国の幼児教育・保育の無償化についての概要について申し上げます。

本年10月からの消費税率10%への引き上げに伴う税収の増加分を財源に、幼児教育・保育の無償化を実施する改正子ども・子育て支援法が本年5月10日の参議院本会議で可決、成立いたしました。

この改正子ども・子育て支援法では、本年10月から、3歳以上児の保育料を完全無償化するとともに、3歳未満児のうち、住民税非課税世帯の保育料を無償化するものであります。ということは、3歳未満児の住民税課税世帯の保育料は有償のままということであります。

また、副食費——食材費やおやつ代でございますが——この副食費につきましては、現在、保育の運営費に含まれておりますが、今回の無償化に伴いまして、新たに3歳以上児の年収360万円以上の世帯から月額4,500円相当を徴収するということになります。

このため、本町といたしましては、無償化により保護者の負担が増えることのないよう、また、県保育協会大島支部の皆さん方からもたくさんの意見をいただきまして、これらの意見をお聞きする、そしてまた、町の財源の確保等の諸問題の解決に向けて慎重に内部検討を行ってまいりました。

その結果として、保育料につきましては、国の制度による3歳以上児の無償化に合わせて、国の制度では無償化とならない3歳未満児の住民税課税世帯につきましても、町単独による無償化を行うことで、保育料の完全無償化を実施いたしたいと考えております。

また、副食費につきましては、今回の無償化により、3歳以上児の保育料は無償化となりますが、副食費につきましては、一部の保護者は、——一部の保護者というのは年収360万円以上の世帯、これが4,500円ということになるんですが——一部の保護者によっては負担することになりまして、無償化と言いながら、これまでの保育料より高くなるという、そういう方が一定程度存在するというようになります。

以上のことから、副食費につきましては、対象者1人当たり、対象の方全部が対象でないんで、対象者1人当たり月額4,500円を限度額として保育所に直接支給することとし、保育料と同様に保護者の負担を無償といたします。

この保育の無償化につきましては、町内に住所を有し、かつ町内の保育所を利用する世帯に適用することといたしております。

このたびの保育の完全無償化は、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境づくりを行う、周防大島町独自の子育て支援の取り組みでありまして、本町の最重要課題であります少子化対策や定住対策に必ずやつながるものと考えておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 平野議員さんの、町道の維持管理についての御質問についてお答えいたします。

町道等にかかわる維持管理につきましては、歩行者の安全確保や車両の通行に対し危険が生じないよう維持管理することは、安心安全のまちづくりに欠かすことのできない、町民の生活に密着した重要な課題であると認識いたしております。

現在、町内には、872路線、総延長約474キロメートルの町道があり、本年度当初予算では町道の草刈り賃金に1,662万5,000円を計上しております。維持補修工事では、22カ所、5,600万円を計上し、また今回34カ所の工事費5,390万円の補正予算の議決をお願いしているところでございます。

対象となる路線を全て草刈り等を実施することは、延長も非常に長く、予算の確保も大変厳しい状況の中、頻度は少なくなりますが、予算の範囲内で少しでも多くの路線について草刈り等の管理を実施するよう努めております。

以前に申し上げたことの繰り返しにはなりますが、道路敷内の危険樹木については、適切に管理を行っていかねばならないと考え、主要道路において通行に支障となる樹木等につきましては、道路維持の予算の中で計画的に伐採工事を実施しております。

また、道路法面の防災対策につきましては、平成27年度、28年度に、道路法面点検業務委託により354カ所の道路法面の点検を行い、危険箇所の把握に努めるとともに、過去3年間で42カ所の法面補修、または支障木伐採工事を実施しており、引き続き計画的に実施してまいりたいと考えております。

私有地となっている斜面につきましては、まずは地権者の方に適切に管理を行っていくことが第一でありますので、御理解をいただきたいと考えております。

町道の除草、伐採等については、通行に支障となる箇所について計画的に行っておりますが、全ての路線について対応できていないのが現状です。課題は多くありますが、道路パトロール等による危険箇所の把握や安全対策に一層努めてまいりたいと考えておりますので、今後も各地域の皆様方にも御協力いただき、町としてもできる限り安全に通行できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 平野議員さんから寄附金の使途についてという御質問がありましたので、これについてお答えしたいと思います。

平成30年度中に29件、そして令和元年度中に9件ということで、たくさんの皆さん方から多額の御寄附をいただいております。30年度中の29件では、総額7,116万9,000円、

そして令和元年度、今日までですが、9件の1,040万円ということで、本日現在8,156万9,000円という多額な御寄附をいただいております。時期がずっとこう継続的、定期的にじゃなくていろいろな形で御寄附をいただいておりますので、ある程度の額というよりも、ある程度の期日を決めて活用方法を考えたいということで、今現在、幹部会議等でいろいろな案を出しておりますがこれらの8,156万9,000円の御寄附につきましては、新年度の予算にきちんと予算計上して、それで町民の皆様方の御苦勞の分野にお応えできるような形に予算計上していき、またそれを議員の皆さん方にも御議論いただいて、御議決をいただいた上で取り組みをしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 最初の件なんですけど、裁判ですから向こうが、裁判所が長引くって言えば、もうこちらは何もできないわけで、逐一変化があったらよろしくお願ひしたいと思ひます。私も集団訴訟の一環に加担しておりますのでよろしくお願ひします。

それと見舞金8,000万円もあったということなんですけど、我々も町長も水被害を受けていませんので、皆さんに手厚くしていただけたらと思ひます。被害に遭われた皆さんにね。心苦しいんですよ。そうじゃない浮島地区と源明地区とかいろいろ出たら、あんたら関係ないじゃないかと言われたら結構苦しいところがあります。

それと町道の維持、伐採について、僕が町道と言うた場合は、浮島の町道と思っと思ってください。前回の7月6日、9日の昨年の災害があつて、道も通れなくなった状態でかなりの町道を残しておるわけですよ。今からまだ工事をしようというときに上から木がかぶさってきたとか、今回のおそらく台風でも随分倒れとるはずなんです。もう行き切らんのですよね、一回倒れたらそれでUターンするしかないから。小まめに浮島に来んさいや。それで見て重点的にやるとか、同じ答弁繰り返しちよつたらさえんじゃ。わかりましたか。来てちょうだいね、今度。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 町道全般、こちら本土側といいますか、大島側にもありますので、手落ちがないように十分監視させていただきたいというふうに思ひます。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 今回の台風15号、これだけ当初の予想と違って、いまだにまだ数千戸の停電があると聞きます。その多くは倒木、山間部における倒木が600本も800本もあつたと聞きます。そうした場合に台風被害、大島郡もかなり想定できますよね。この17号はたまたま東シナ海を通つたから良かったんですよ。あのルートで十数年前ですか、19号じゃつたんですかね、あのときに多大な被害を受けたのは。あれはまともに豊後水道のほうから入って

周南に抜けたわけよね。必ず中心の東側はものすごい被害が出ますから、僕ら漁師としてよく存じ上げておるんで、早目にそんな危ない木があったら切ってほしいんですよ。

ことしの3月にも中電にお願いしに行ったんですよ。そしたら4月から人事異動になるかもしれないので、話だけは聞いておりますということで、大体企業もやってくれないんですね、転ばぬ先の杖を。担当職員の皆さんと電力会社とちょっと話して、その辺はよろしく願います。もう長引いたら、特に夏来るもんですから、夏から秋に、もうやれませんが、よろしく願います。答弁結構です。

○議長（荒川 政義君） それでは、平野議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

○議長（荒川 政義君） これにて、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

次の会議は、9月25日水曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（舩本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午後2時37分散会
